

卷末資料 2 教育訓練現場における知的財産権 Q&A (改訂版)

教育訓練現場における

知的財産権 Q & A

- 著作権を中心として -

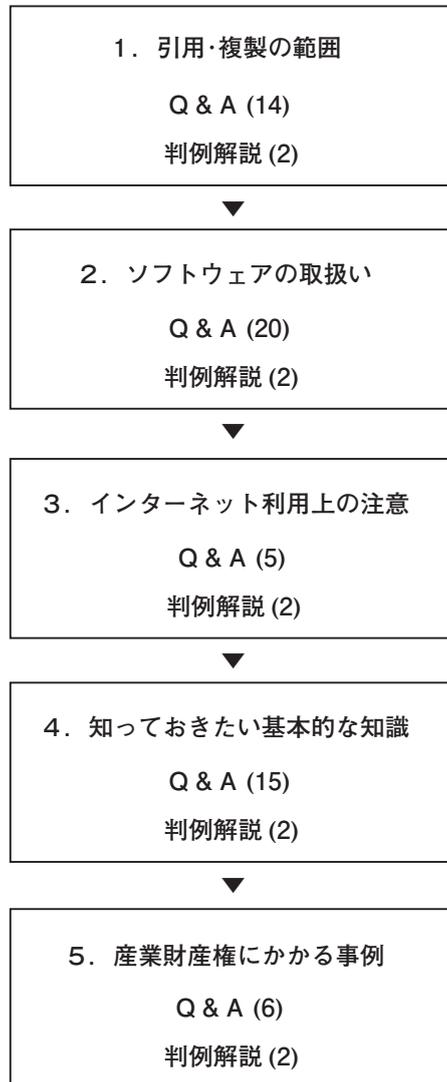
このQ & A集は、平成17年度に作成した「教育訓練現場での教材作成等に係る知的財産権の周知と対策」に関する調査研究（調査研究報告書 No.134 2006）及び「教育訓練現場における知的財産権の考え方と教材作成の方法」（調査研究資料 No.118 2006）に収められている「知的財産権 Q & A」を改訂したものです。

独立行政法人雇用・能力開発機構
職業能力開発総合大学校
能力開発研究センター

構成

このQ & A集は、「引用・複製の範囲」、「ソフトウェアの取扱い」、「インターネット利用上の注意」、「知っておきたい基本的な知識」、「産業財産権にかかる事例」の5章により構成されています。

また、各章の内容は、それぞれ関連する「Q & A」と「判例解説」となっています。



略語について

このQ & A集の以下の用語については、略語で表記しています。

用語	略語
判例時報	判時
最高裁判所民事判例集	民集
最高裁判所判決	最判
高等裁判所判決	高判
地方裁判所判決	地判

1. 引用・複製の範囲

No.	質問内容、判例	頁
Q01	他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合、どのような点に留意すればよいか	68
Q02	自分が勤務する能力開発施設の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該施設の訓練生（受講生）や職員に配布することが可能か	69
Q03	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか	70
Q04	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか	71
Q05	引用、複製、転載の意味は、各々違うものなのか	72
Q06	市販図書の一部を訓練（授業）で用いるため必要な部分をコピーし、訓練生（受講生）に配布することは著作権の侵害に当たるのか	73
Q07	能力開発施設の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして訓練生（受講生）に配布してもよいか	74
Q08	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか	75
Q09	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか	76
Q10	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか	77
Q11	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか	78
Q12	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合、どのような点に留意すればよいか	79
Q13	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか	80
Q14	出所の明示義務違反をした場合、罰則規定はあるのか。	81
判例 1	小学国語テスト問題事件	82
判例 2	タウンページデータベース事件	83

2. ソフトウェアの取扱い

No.	質問内容、判例	頁
Q15	自作のソフトウェアにも著作権があるのか	84
Q16	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか	85
Q17	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合、どのような点に留意すればよいか	86
Q18	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか	87
Q19	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合、どのような点に留意すればよいか	88
Q20	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら訓練（授業）で使用した場合、どのような問題があるのか	89

Q21	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか	90
Q22	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は能力開発施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきか	91
Q23	能力開発施設で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか	92
Q24	能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか	93
Q25	ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供した場合、どのような点に留意すればよいのか	94
Q26	訓練（授業）に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか	95
Q27	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合、著作権の侵害となるのか	96
Q28	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか	97
Q29	訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの著作権は誰になるのか	98
Q30	職員が職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に能力開発施設のものになってしまうのか	99
Q31	教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか	100
Q32	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか	101
Q33	市販のプログラムを能力開発施設間で貸し出すことができるのか	102
Q34	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合、著作権者の許諾を得る必要があるのか	103
判例 3	ときめきメモリアル事件	104
判例 4	中古ゲームソフト事件	105

3. インターネット利用上の注意

No.	質問内容、判例	頁
Q35	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいのか	106
Q36	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか	107
Q37	訓練生（受講生）の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上どのような点に留意すればよいのか	108
Q38	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか	109
Q39	当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいのか	110
判例 5	書籍要約無断掲載事件	111
判例 6	掲示板転載出版事件	112

4. 知っておきたい基本的な知識

No.	質問内容、判例	頁
Q40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるのか	113
Q41	©（マルシーマーク）は、どのような意味があるのか	114
Q42	企業のロゴタイプなどに小さく TM、SM、®（マルアールマーク）と記されていることがあるが、どのような意味があるのか	115
Q43	著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのか	116
Q44	著作権を得るために、手続きが必要になるのか	117
Q45	著作権に関する国際条約にはどのようなものがあるのか	118
Q46	著作権等管理事業者とは、どのような事業者のことなのか	119
Q47	文献データベースを作成する場合、どのような点に留意すればよいか	120
Q48	有料のデータベースを使って資料を作成し、訓練（授業）で使う場合、どのような点に留意すればよいか	121
Q49	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか	122
Q50	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合、著作権がどうなるのか	123
Q51	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか	124
Q52	ソフトウェアプログラムの登録制度とはどのようなものなのか	125
Q53	訓練（授業）のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか	126
Q54	訓練（授業）において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とは違いがあるのか	127
判例 7	ローマの休日事件	128
判例 8	フジサンケイグループ事件	129

5. 産業財産権にかかる事例

No.	質問内容、判例	頁
Q55	企業との共同研究において、当能力開発施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか	130
Q56	企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか	131
Q57	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当能力開発施設の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなった。事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録に際してどのように扱うべきか	132
Q58	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、訓練生（受講生）に分解、実験、又は試作等をさせることはできるのか	133
Q59	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので訓練生（受講生）に再現実験で見せてもよいのか	134
Q60	当能力開発施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があった場合、どのように対応すればよいか	135
判例 9	医薬品販売差止請求事件	136
判例 10	ポパイ商標事件	137

Q 1

1. 引用・複製の範囲

質問

他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合、どのような点に留意すればよいか

回答

他人が作成した文章、写真、絵が著作物でないといえない限りは、原則としてその他人の承諾を得ることが必要である。また、写真に別途著作物が写っている場合は、その著作物の著作者の承諾も必要である。なお、授業で使用する目的の場合は承諾が不要の場合があるが、その条件は限定的なので良く注意して行う必要がある。

対策

原則、作成者たる著作者の承諾を得ることが必要である。

解説

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを「著作物」という。具体的には、言語の著作物、音楽の著作物、舞踏、無言劇の著作物、美術の著作物、建築の著作物、地図、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などがある。質問の、他人が作成した文章は創作性があれば言語の著作物に、写真は写真の著作物に、絵は美術の著作物にそれぞれ該当する。

ところで、著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。したがって、著作物について、著作者でない第三者が勝手にコピー等の複製をすることはできない。そこで、著作者でない第三者がコピー等の複製をして著作物を使用したい場合は、著作権者の承諾を得なければならない。

このように、他人が作成した文章、写真、絵を「コピー」などとして使用する場合は、原則として、その他人の承諾を得ることが必要である。また、他人の写真の被写体に独立した著作権が認められる場合は、その被写体の著作者の承諾も得る必要がある。なお、私的使用を目的とする一定の場合や、授業で使用する目的の場合には承諾を得ることなく使用できる場合があるが、その要件は限定的なので、十分調査してから使用することが必要である。

関連法規

著作権法2条1項1号、10条1項1号、同項4号、同項8号、21条、30条、35条

事例・判例等

キャンディ・キャンディ事件（東京地判平成12年3月30日、判時1726号162頁）：漫画は原作原稿の二次的著作物であるとして、原作者の権利を認めた事例

イルカ写真事件（東京地判平成11年3月26日、判時1694号142頁）：イルカの生態写真の著作権性を認めた事例

関連するQ & A

Q4 Q47

Q 2

1. 引用・複製の範囲

質問

自分が勤務する能力開発施設の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該施設の訓練生（受講生）や職員に配布することが可能か

回答

雑誌の記事のように事実を報道するものでも、内容の取捨選択、表現等により著作物性が認められるのが一般なので、大量にコピーして訓練生（受講生）のみならず職員にまで配布することは、原則として認められない。

対策

雑誌の編集者の許可を得ておく必要がある。

解説

事実の伝達に過ぎない雑報及び時事の報道は、言語の著作物に該当しない。そこで、新聞や雑誌の記事のような事実の報道をしたものには著作物として保護されないのではないかが、問題となる。

この点、単純な死亡記事や単純な人事異動の事実のみの2～3行の記事に過ぎない場合は、誰が書いても全く変わりはなく通常著作物性は認められないといえよう。しかし、新聞や雑誌の記事のように事実を報道するものでも、内容の取捨選択、配列、表現等により著作物性が認められるのが一般である。したがって、新聞や雑誌の記事のように事実を報道するものでも、それを勝手にコピーすることは、著作権侵害となるのが一般である。

しかし、著作権も一定の場合制限されており、著作物の利用態様や公益上の理由から、複製が認められている。まず、私的使用のための複製が認められている。また、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）における複製も認められている。したがって、使用目的が、これらの著作権の制限される場合か否かが問題となるが、訓練生（受講生）や職員に配布するのであるから、まず、私的使用のために認められる場合ではない。また、学校その他の教育機関で授業に使用する目的としてコピーが許されるかであるが、大量にコピーすること、訓練生（受講生）のみならず職員にまで配布することから、やはり認められないということになる。

関連法規

著作権法10条1項1号、30条、35条

事例・判例等

日刊情報事件（福岡地裁大牟田支部昭和59年9月28日、無体例集16号3巻705頁）：労働組合機関誌「日刊情報」の著作物性を認めた事例

関連するQ & A

Q 6

Q 3

1. 引用・複製の範囲

質問

自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか

回答

著作権を侵害する場合がある。

対策

人気漫画のキャラクターを利用する場合は、許諾を得ておいた方が良い。

解説

キャラクターとは漫画、アニメ、小説等に繰り返し登場する人物などの名称、容貌、姿態、役割によってイメージされる抽象的なものである。このようなキャラクター自体は抽象的概念であって具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したのではないので著作物としては保護されない。

しかし「キャラクターの表現物」（すなわち「キャラクターを表現した絵」）は美術の著作物として保護される。したがって素人が人気漫画のキャラクターの絵を描いた場合であっても、その絵がそのキャラクターを表現しているとわかる程度似ていれば、原則として著作物の複製に当たり著作者人格権及び著作権の侵害となる。

但し、学校等において先生が授業用教材として使用する場合には、必要と認められる限度で著作物を複製することができる。

なお、人気漫画のキャラクターを取り込むことが必要と認められる限度といえるか微妙な点があるので、対策として、不明な場合は許可を得ておいた方が良い。

キャラクターの用い方として、人形やおもちゃ、文具品、シャツ等の衣料品にキャラクターを表示するキャラクターグッズがあるが、いずれも本間の人気漫画のキャラクターが表示されていれば、漫画の著作権を侵害する。

また、キャラクターグッズをもった、あるいはキャラクターのプリントされたシャツを着た人物を撮影した写真であっても、そのキャラクターであると分る程度の大きさと明瞭さをもっていれば、その写真をイベントで使用する場合は、漫画の著作権を侵害する。

関連法規

著作権法2条1項1号、10条1項4号、35条1項

事例・判例等

ポパイ・ネクタイ事件（最判平成9年7月17日、民集51巻6号2714頁）：漫画において一定の名称、容貌、役割等の特徴を有するものとして反復して描かれている登場人物のいわゆるキャラクターは、著作物に当たらない。

関連するQ & A

Q 4

1. 引用・複製の範囲

質問

著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか

回答

一定の条件とは、「学校その他の教育機関において教育を担当する者」が行うこと、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であること、「必要と認められる限度において」おこなわれること、「公表された著作物」であることであり、さらに「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には許されない。

対策

授業で使用する目的により必要限度で行う以外は、許諾を得ておく必要がある。

解説

著作権法第35条は、学校教育が国民の教育の権利義務という基本的人権にかかわる重要な問題であることに鑑み、学校教育の現場において、より良い授業のためのより良い教材の提供が可能となるように、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）において教育を担当する者が、一定の要件のもとで、著作物の複製を認めたものである。このように、公益上の理由から著作権の一定の制限を認めたものであるから、それは著作権者の利益と衝突しない必要と認められる限度でなければならない。

まず、①「学校その他の教育機関において教育を担当する者」が行うことが必要である。ここで学校その他の教育機関は、営利を目的としないものをいう。また、「学校」とは学校教育法上の学校をいう。つぎに、②「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であることが必要である。したがって、将来使用するかもしれないか、具体的な授業に関係なく複製することはできない。さらに、③「必要と認められる限度において」おこなわれることが必要である。したがって、必要箇所以外を無闇にコピーしたり、生徒の数以上に不必要に大量にコピーするようなことは認められない。なお、複製できるのは、④「公表された著作物」でなければならない。したがって、未公表のものはコピーできない。このような場合に複製することができることになるが、さらに、⑤「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には複製することが認められなくなる。

関連法規

著作権法35条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 6 Q 7

Q 5

1. 引用・複製の範囲

質問

引用、複製、転載の意味は、各々違うものなのか

回答

「引用」とは、自己の著作物中に他人の著作物を使用することをいう。また、「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう。また、「転載」とは、著作物の全部または一部をそのまま掲載することをいう。

対策

複製が引用か転載か迷うときは、許諾を得ておいたほうが良い。

解説

著作権者は、その著作物を「複製」する権利を専有する。そのため、第三者がその著作物を複製するには、原則として著作権者の許諾が必要となる。しかし、著作権法は、一定の場合に、例外として著作権が制限される場合を定めており、その場合は、著作権者の許諾を得なくても著作物の「複製」をすることができる。「引用」と「転載」もその著作権が制限される場合の例外の一つである。複製権は、著作権に含まれる権利の中で最も基本的な権利である。この「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいう。複製には、放送の録音、録画や、図面に従って建築物を完成することも含まれる。「引用」とは、自己の著作物中に他人の著作物を使用することである。著作権法は、特に著作権者の許諾がなくても、公表された著作物は、引用して利用することができるとしている。ただし、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならないとされている。「転載」とは、著作物の全部または一部をそのまま掲載することである。著作権法は、国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができるとしている。ただし、この「転載」については、これを禁止する旨の表示がある場合は許されない。なお、著作物一般に「転載禁止」の記載がなされていても、授業で使用する目的により必要限度で行う複製（著作権法35条）との関係では直ちに著作権侵害となるものではないが、著作権者の意思を考えて控えた方がよいであろう。

関連法規

著作権法21条、30条、32条1項、同条2項

事例・判例等

フォトモンタージュ事件（最判昭和55年3月28日、判時967号45頁）：「引用」といえるためには、引用側と被引用側が明瞭に区別されること、引用側が主で被引用側が従という関係にあることが必要とした事例

関連するQ & A

Q 5 0

Q 6

1. 引用・複製の範囲

質問

市販図書の一部を訓練（授業）で用いるため必要な部分をコピーし、訓練生（受講生）に配布することは著作権の侵害に当たるのか

回答

営利を目的としない教育機関の場合であれば、一定の要件の範囲内であれば、コピーし配布することができる。

対策

必要最小限度で行い、目的外に使用しないことが必要である。

解説

著作権者は、著作物につき著作権法に定められた権利を専有する。したがって、第三者がこれを利用する場合は、原則として著作権者の許諾が必要となる。ただし、例外的な場合として著作権者の許諾を得なくても使用できる場合がある。著作権法は、第5款の第30条以下に、この例外的場合を列挙している。

このうち、第35条は、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）における複製等について規定している。この規定は、学校教育における著作物の複製利用の必要性が増大したこと、その目的、実体に鑑み、著作権者の利益衡量のもとに認められたものである。この例外的使用が認められるためには、

- ①営利を目的としない学校その他の教育機関であること、
 - ②教師等教育を担当する者及び生徒等授業を受ける者自身が行うこと、
 - ③その本人の授業で使用するものであること、
 - ④必要と認められる限度の部数であること、
 - ⑤すでに公表された著作物であること、
 - ⑥その著作物の種類及び用途並びに部数及び態様などから著作権者の利益を不当に害することとならないこと
- という要件が必要である。最後の要件との関係で、数百人の全校生徒に配布したり、活版印刷にして製本したりすることはできないと解されている。なお、このように複製が認められたものは、その目的のために公衆に譲渡することができる。したがって、質問の場合は、上記要件の範囲内であれば、特に著作権の侵害とはならない。

関連法規

著作権法35条、21条、26条の2、47条の3

事例・判例等

関連するQ & A

Q4 Q7

Q 7

1. 引用・複製の範囲

質問

能力開発施設の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをコピーして訓練生（受講生）に配布してもよいのか

回答

学校教材として販売されている製品の技術資料、マニュアルは、通常それ自体として使用する範囲でのみ使用することが許諾されて販売されている場合が多いので、この場合には、当然にはこれをコピーして配布することはできない。

対策

マニュアルのコピー、配布が認められるか否か不明確な場合は、購入先に問い合わせするなどして、許諾を得ておくことが必要である。

解説

学校の教材として出版物をコピーすることは、著作権法35条に定めた要件のもとで認められている。ただし、この規定からも明らかなように、「その著作物の種類及び用途並びに部数及び態様などから著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、コピー等の複製は認められない。

ここで、著作権者の利益を不当に害することとなる場合とは、当該複製により著作物の複製物の売上げに与える影響が大きくなる場合等をいい、コピーされる著作物の性質や利用状況、コピーされるページ数、コピーの質、部数などが問題となる。具体的には、ドリルやワークブックなど本来本人のみが購入して使用することを予定しているものを一部購入して、訓練生（受講生）に配布するためにコピーするようなことは、売上に与える影響が小さくなく、認められない。

質問の場合、技術資料、マニュアルが大部の場合は、当然認められない。また、教材としての製品について本来各人が使用することを予定して販売されている場合は、大部でないとしてもマニュアルだけコピーして複数人に使用させることも認められないと解すべきである。これに対し、教材が高価であるとか大型のもので、各訓練生（受講生）が使用することを予定したものではなく、しかもコピー箇所やコピー数が少ない場合は、認められる場合もある。

関連法規

著作権法35条、21条、26条の2

事例・判例等

関連するQ & A

Q 6

Q 8

1. 引用・複製の範囲

質問

教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか

回答

教材として作成したテキストの中に、複製した著作物が含まれている場合は、複製物の目的外使用となるので、原則として使用できない。その場合は著作者の許諾が必要となる。

対策

教材として作成したテキストの中に、複製した他人の著作物が含まれている場合は、その著作者の許諾を取っておく必要がある。

解説

学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）において、教育を担当する者は、授業で使用することを目的とする場合は、必要と認められる限度において著作物を複製することができる。したがって、この要件を満たす限り、教材として作成するテキストの中に著作物を複製することができる。そして、このように作成したテキストを、その目的のために生徒に配布することも認められている。

しかし、著作権法は、認められた目的以外の目的のために、このように作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって著作物を公衆に提示した者は、第21条の複製を行ったものとみなすとしている。ここで、「第21条の複製を行ったものとみなす」とは、著作権者の許諾がなければ複製権侵害となるということである。また、「頒布」とは、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、「提示」とはビデオなどを再生して視聴させたり、放送したりすることをいう。

質問の場合、教材として作成したテキストの中に、複製した著作物が含まれる場合は、そのテキストを授業にではなく、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使用することは、目的外使用となるので、複製権侵害となる。

関連法規

著作権法21条、35条、47条の3、49条1項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 5 3

Q 9

1. 引用・複製の範囲

質問

テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか

回答

自分の担任する訓練(授業)の中で使用する場合に限り、しかも原則として1部に限り録画して教材として利用することができる。

対策

訓練(授業)を超えて利用する場合や、複数部録画する場合は、許諾を得ておく必要がある。

解説

テレビ番組を録画する場合、番組全体が著作権隣接権の対象となるので、原則として全体について著作権隣接権を有する放送局の了解を得る必要がある。また、番組中の部品としてのそれぞれの画像、音楽、レコード、実演などについても、著作権や著作権隣接権を有する人々の了解を得る必要がある。

このように、テレビ番組を勝手に録画することはできないが、営利を目的としない学校その他の教育機関(公的な職業能力開発施設も含むと解されている)においては、一定の要件のもとで、特にこれらの著作権者や著作権隣接権者の了解を得ることなく録画できる場合がある。すなわち、教育を担当する者が、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合に、必要と認められる限度において複製が認められている。

ここで、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」とは、授業を担当する者が、その担任する授業の一環としてその授業の中において、その担任する生徒に対して使用することを目的とする場合をいう。

したがって、他の指導員に使用させることを目的として録画することはできず、全訓練生(受講生)に対して視聴覚教育を行うことを担任としていると認められない限りできない。なお、「必要と認められる限度において」認められるにすぎないから、特に配布を予定したものでない以上、原則として録画できるのは1部に限られる。

関連法規

著作権法98条、21条、35条、91条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 6

Q 10

1. 引用・複製の範囲

質問

定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか

回答

試験問題の作成にあたって利用しようとする物に、他人の著作権が認められる場合は、著作物の複製が問題となる。その場合は、目的上必要と認められる限度として認められる試験問題としての複製と言えるかが問題となる。

対策

他人の著作物を利用するときは、必要と認められる限度で行うことが必要である。

解説

試験問題を作成するにあたって、他人の文章や既存問題集を利用する場合、その他人の文章や既存問題集に著作権が認められる場合は、複製が問題となる。小説等の他人の文章の場合はもちろん、既存の問題集の場合でも、単純な足し算引き算は別として、文章問題などの場合は著作物と認められる。また、個々の問題が著作物と認められない場合でも、一連の問題集として、その選択、配列に創作性が認められれば編集著作物として著作権の保護の対象となる。このように他人の文章や既存の問題集に著作権が認められる場合に、それを複製しようとする場合は、著作者の許可が必要となるのが原則である。ただし、著作権法は、一定の場合に著作権が制限される場合を規定しており、試験問題としての複製もその一つとして定められている。特に、試験問題に著作物を利用することについて事前に著作者の許可を得ることは、問題が試験前に外部に漏れるおそれがあることから、その著作権の制限の意味は大きい。

公表された著作物は、入学試験その他、人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。複製することが認められるのは目的上必要と認められる限度であるから、試験問題と関係ない部分まで複製したり、試験を受ける者の人数以上に複製することは許されない。また、認められるのは当該試験又は検定の問題として複製することであるから、参考書や問題集のために複製することは当然には認められない。なお、試験問題に著作物を利用する場合、通常その出所を明示する慣行がある場合が多いので、著作物の出所の明示をしておく必要がある。

関連法規

著作権法21条、10条1項1号、12条、36条1項、48条1項3号

事例・判例等

国語副教材への作品無断使用事件（東京高裁平成12年9月11日、東京地判平成15年3月28日、判時1834号95頁）

関連するQ & A

Q 11

1. 引用・複製の範囲

質問

県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか

回答

著作権の侵害に当たる場合がある。

対策

撮影者が不明の場合には県に問い合わせて写真の著作権者は誰かを確認する必要がある。

解説

まず、当該写真が著作物にあたるかどうかが問題となるが、同じ人物や風景を撮影しても、撮影角度、明暗、絞りとシャッター速度などを調整することによって、創作性が認められる場合には、著作物と言える。よって、単に自然の風景を撮影しただけの写真であっても、通常写真の著作物として保護される。また、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に複製することをいうから、イメージスキャナを用いて取り込むことも複製といえる。したがって、県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナで取り込むことも著作物の複製といえる。

ところで、国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成した公報資料等の著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ここにいう「広報資料」には県の広報課が作製したパンフレットも含まれるので、写真の著作権も県である場合には、転載の要件を満たす限り写真をイメージスキャナで取り込むことは著作権の侵害とならない。しかし、パンフレット中の写真の著作権が県でない場合には、県の広報課が作成したパンフレットであっても、写真の著作権は県ではなくその撮影者であるので、イメージスキャナで取り込むには、その者の許可が必要である。

関連法規

著作権法2条1項1号、10条1項8号、32条2項

事例・判例等

関連するQ & A

Q17 Q49

Q 12

1. 引用・複製の範囲

質問

引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合、どのような点に留意すればよいか

回答

複製となるか否かを見極め、複製となる場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託して利用できる。その場合は、裁定に係る複製物であることおよび裁定の年月日を表示する必要がある。

対策

利用形態が複製となるか否か、複製となる場合でも例外として許諾が不要となる場合か否かを見極め、必ずしも明確でない場合は、文化庁長官の裁定を受ける必要がある。

解説

公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。したがって、著作者が不明で利用の許諾を取れない著作物については、それを利用するには、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託する必要がある。なお、この裁定により作成した著作物の複製物については、それが裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあった年月日を表示しなければならない。

これが原則であるが、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）で、担任が、その授業に使用する目的で、必要と認められる限度において、特に許諾を得なくても著作物の複製が認められている。また、公正な慣行に合致するものであり、かつ、引用の目的上正当な範囲で行われる場合は、公表された著作物を引用して利用することもできる。なお、この場合は、出所の表示が必要となる。また、単なる参考として利用して複製とならない場合は、特に許諾は問題とならない。

関連法規

著作権法67条、32条、35条

事例・判例等

関連するQ & A

Q5 Q13

Q 13

1. 引用・複製の範囲

質問

他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか

回答

論文や文献を引用して利用する場合、出所の明示は、利用する著作物に接着して行う。具体的には、引用部分を括弧で囲んだり、アンダーラインを付したりして、割注や後注によって、著作者名や題号等を表示することにより行う。

対策

割注、後注、脚注等により行っておくのが良い。

解説

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合、引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならない。

ここで、公正な慣行とは、引用する側および引用される側の著作物の性質、種類、引用の目的等に照らし、引用が社会通念上妥当と認められる場合をいい、引用の必要性和必然性が一般に認められることが必要とされている。

また、引用の目的上正当な範囲で行われるものとは、引用される側の著作物と、引用する側の著作物とが、明瞭に区別して認識できる範囲であり、また前者が従、後者が主の関係がなければならない。

このように、著作物を引用して利用することができるが、その場合は、その著作物の出所について、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

ここで、著作物の出所としては、著作物の題号、出版社名、発行年月日、掲載紙等の表示が必要である。そして、その出所の明示については、引用部分と出所の関連性が示されていることが必要であり、利用する著作物に接着して行う。具体的には、引用部分を括弧で囲んだり、アンダーラインを付したりして、割注、後注、脚注によって、著作者名や題号等を表示することにより行うことが必要である。

関連法規

著作権法 32条1項、48条1項1号

事例・判例等

小学国語テスト問題事件（東京地裁平成15年3月28日、判時1834号95頁）：「引用」といえるためには、引用する側の著作物が「主」であり、引用される側の著作物が「従」であるという関係が必要であるとして、「引用」に該当しないとした事例。

関連する Q & A

Q 12

Q 14

1. 引用・複製の範囲

質問

出所の明示義務違反をした場合、罰則規定はあるのか。

回答

出所の明示義務違反をした者は、50万円以下の罰金となる。

対策

出所明示が必要的か不明なときは、必ず出所明示をしておいた方がよい。

解説

著作者は、著作者人格権と著作権を享有している。したがって、第三者が著作物を勝手に利用することはできない。第三者がこれらを利用するためには、原則として著作者から許諾を受ける必要がある。

ただし、著作物の公正な利用あるいは公益の見地から、著作権法は、著作物の例外的な無断使用ができる場合をいくつか定めており、その中でも特に出所の明示を義務づけているものがある。すなわち、引用、教科用図書等への掲載、点字による複製等、裁判手続等における複製、美術の著作物等の展示に伴う複製の場合は、出所の明示をしなければならない。また、学校教育番組の放送等、時事問題に関する論説の転載等、政治上の演説等の利用の場合も出所を明示しなければならない。

なお、引用において複製以外の方法で利用する場合、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）における複製等、試験問題としての複製等、営利を目的としない上映等、時事の事件の報道のための利用、公開の美術の著作物等の利用の場合は、出所明示の慣行がある場合は出所の明示が必要となる。また、著作隣接権の制限についても、一部出所明示の慣行がある場合に、出所の明示を義務づけているものがある。

これら、出所の明示が義務づけられている場合に、出所の明示を怠った場合は、50万円以下の罰金に処せられる。これは、著作者人格権、著作権等の侵害は、著作権法制度という、単なる個人的法益を陵駕した社会的法益を侵害するものと解されるからである。

関連法規

著作権法48条、122条

事例・判例等

関連するQ & A

Q13

判例 1

1. 引用・複製の範囲

件名

小学国語テスト問題事件

東京地判平成15年3月28日、判時1834号95頁

論点

- ①小学校用国語科検定教科書に掲載された著作物を、該教科書に準拠した国語テストに掲載することは「引用」にあたるか
- ②国語テストに掲載することが36条1項に規定する試験問題としての複製にあたるか

概要

検定教科書に掲載された著作物の著作者らが、右著作物を教科書に準拠した国語テストに掲載したものに対し、国語テストの販売の差止めと損害賠償を求めた。

判決は、著作権法32条1項にいう「引用」とは、報道、批評、研究その他の目的で、自己の著作物中に、他人の著作物の原則として一部を採録するものであって、引用する著作物の表現形式上、引用する側の著作物と引用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができるとともに、両著作物間に、引用する側の著作物が「主」であり、引用される側の著作物が「従」である関係が存する場合をいい、本件は引用にあたらな

いとした。
また、著作権法36条1項の「試験又は検定」とは、公正な実施のために、試験、検定の問題として利用する著作物が何であるかということ自体を秘密にする必要性があり、それ故に当該著作物の複製について、あらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるような試験、検定をいうとし、本件の場合、それに該当しないとした。

コメント

本件判決は、国語テストの秘密性の有無という観点から、36条1項にいう「試験又は検定」にあたるか検討しているが、本件で問題となった国語テストは、試験を実際に実施するものが作成したものではなく、実際に実施するものに提供する目的で作成されたものであることから、そもそも36条の適用はないとの考え方もある。

判例 2

1. 引用・複製の範囲

件名

タウンページデータベース事件

論点

- ①タウンページデータベースがデータベースの著作物といえるか
- ②タウンページが編集著作物といえるか

概要

N T Tが自ら作成したタウンページデータベース及び職業別電話帳（タウンページ）には、データベースの著作権及び編集著作権が認められるとし、職業別データベースを作成したものに対し、その職業別データベースの作成、頒布の差止め及び損害賠償を求めた。

判決は、タウンページデータベース及びタウンページは、その各職業分類体系が、原告独自の工夫が施されたものであり、これに類するものが存するとは認められないから、それらはそれぞれデータベースの著作物及び編集著作物であるとした。

そして、タウンページデータベースの職業分類及びそこに掲載されている電話番号情報をそのまま使用した場合だけでなく、タウンページデータベースの複数の職業分類をまとめて一つの職業分類とし、もとの複数の職業分類に掲載されている電話番号を掲載して包摂する職業分類名を付したとしても、タウンページデータベースに依拠して作成されたものといえるとした。

コメント

職業を分類するものとしては、日本標準産業分類などが存在する。判決は、タウンページデータベースの職業分類体系は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように構成されたものであり、原告独自の工夫がほどこされたものであるとした。

Q 15

2. ソフトウェアの取扱い

質問

自作のソフトウェアにも著作権があるのか

回答

ソフトウェアに含まれるプログラム、システム設計書、フローチャートなど、創造性があればいずれも著作権が認められる。ただし、誰の著作権となるかは場合による。

対策

著作者がいずれになるか不明な場合は能力開発施設と協議しておく必要がある。

解説

ソフトウェアといえば、通常コンピュータのプログラムのことをいう。著作権法は、プログラムについて、電子計算機すなわちコンピュータを機能させて一つの結果を得ることができるように、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいうと規定している。そして、著作物の例示としてプログラムの著作物を定めている。ただし、プログラムの著作物の保護は、プログラムの作成に用いられるプログラム言語、規約および解法には及ばない。また、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいうから、全く創造性のないありふれた表現にもとづくプログラムは、著作物とは認められない。したがって、自作のプログラムも、創造性があれば著作物となり、著作権があることになる。

なお、広義のソフトウェアには、プログラムの他にシステム設計書、フローチャートなどが含まれる。これらのものについては、言語の著作物あるいは場合によっては図面の著作物として著作物性が認められている。したがって、これらのものも、創造性が認められれば、著作権があるということになる。

ここで、著作物性が認められるための創造性の程度は、それ程高度なものは要求されず表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りると解されている。しかし、プログラムの著作物における創造性は、それ以外の著作物の場合と異なり、比較的高い水準の創造性が要求されている。

ところで、著作権が認められる場合、著作権者は原則としてそのソフトウェアを創作した者であるが、能力開発施設の指示で指導員が職務上教材として作成したような場合は、法人著作物となり、能力開発施設が著作権者となる。

関連法規

著作権法2条1項10号の2、10条1項9号、10条3項、10条1項1号

事例・判例等**関連するQ & A**

Q30 Q31

Q 16

2. ソフトウェアの取扱い

質問

ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか

回答

ソフトウェアが表示する画面が著作物といえる場合は、その画面のコピーを使うだけで原則著作権侵害となるが、授業に使用するための教材としてコピーする場合は一定の要件をみたせば著作権侵害とならない場合がある。

対策

著作権侵害となるか不明の場合は、ソフトウェアの製造元に確認をとっておく必要がある。

解説

特定のソフトウェアを授業で紹介しようとする場合に、そのソフトウェアが表示する画面をコピーしたものを使用する必要がある。

同じソフトウェアでもゲームソフトの場合には、通常、画面上に表示される映像が映画の著作物、美術の著作物に該当する。これに対し、いわゆるビジネスソフトウェアの場合は、ゲームソフトの場合ほど、その表示される入力画面等が映画の著作物、美術の著作物といえるかは明確ではない。しかし、ビジネスソフトウェアが表示する画面であっても、表現者の個性が著作権法上の保護に値する程度に表現されていれば、他の著作物と同様に著作物性が認められる。また、各画面相互の配列、牽連性に創作性がある場合には、美術の著作物や図形の著作物となりうる。

このように、ソフトウェアが表示する画面も、一般的には著作物といえる場合が多いので、著作物といえる場合は、その画面のコピーを使うだけで、原則として著作権侵害となる。もっとも、ソフトウェアが表示する画面が著作物といえる場合であっても、授業で使用する教材として用いる目的の場合は、必要と認められる限度においてそのソフトウェアの表示する画面をコピーしても著作権侵害とはならない場合がある。但し、その要件は厳格に解すべきである。

関連法規

著作権法2条1項1号、10条1項4号、同項6号、35条1項

事例・判例等

サイボウズ事件（東京地裁平成14年9月5日判決、判時1811号127頁）

関連するQ & A

Q 17

2. ソフトウェアの取扱い

質問

ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合、どのような点に留意すればよいか

回答

図鑑の著作者、及び写真の著作者から許可を得る必要がある。

対策

図鑑の出版社に、著作権譲渡の有無、著作権の所在等の確認を取っておく必要がある。

解説

写真の著作物性については、一般には、「撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫」のみならず、「撮影の対象物の選択、組み合わせ、配置等」被写体の決定自体についても著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは十分あり得るとされている。したがって誰が写しても同じようにしかならない写真以外には著作物性があると考えべきである。

なお、複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に複製することをいうから、イメージスキャナを用いて取り込みデジタルデータとして固定することも複製といえる。

質問の場合、図鑑の個々の写真が、写真の著作物として保護される。しかし、それだけではなく、図鑑ではどのような写真を選択するか、選択した写真をどのように配列するかにつき創作性が認められる場合があり、そのときには編集著作物となる。この場合には図鑑の作成者も編集著作物の著作者としての権利を有する。

したがって、市販の図鑑から写真を取り込む場合、写真の著作者（撮影者）からの許可と、場合によっては編集著作物たる図鑑の著作権者の許可を得る必要がある。

なお図鑑を作成するに際して図鑑の著作者と写真の撮影者との間で、写真の著作権についての譲渡契約がなされていることもあり、その場合には写真撮影者の許可は不要である。但し、著作権譲渡の有無については確認をとっておく必要がある。

関連法規

著作権法2条1項1号、10条1項8号、12条

事例・判例等

すいか写真事件（東京高判平成H13年6月21日、判時1765号96頁）

関連するQ & A

Q11

Q 18

2. ソフトウェアの取扱い

質問

複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか

回答

原則として、複数の市販ソフトウェアを勝手に1枚のCDにコピーすることはできないので、それを使うこともできない。

対策

どうしても1枚のCDにまとめて保存しておきたいのであれば、各著作者の許諾を得る必要がある。

解説

ソフトウェアは、ハードウェアに対する語で、コンピュータプログラムや仕様書やフローチャートなどの総称を意味するが、ここではコンピュータプログラムのことと解される。プログラムは、電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもので、プログラムの著作物として著作権法上保護されている。したがって、原則として著作者の許諾なく勝手にコピーすることはできない。よって、複数の市販ソフトウェアを1枚のCDに保存することは、各ソフトウェアの複製となるから、原則として各ソフトウェアの著作者の許諾を得る必要がある。

なお、学校その他の教育機関(公的な職業能力開発施設も含むと解されている)において教育を担当する者が、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合は、必要と認められる限度において、公表された著作物をコピーすることができる。しかし、ソフトウェアをまるごとコピーすることが必要と認められる限度といえるか問題であり、しかも、通常ソフトウェアについては、バックアップ以外のコピーは禁じられているのが一般である。したがって、教材としても、複数の市販のソフトウェアを1枚のCDにコピーして使用することは通常認められない。

いずれにせよ、複数の市販ソフトウェアを便宜上予め1枚のCDにまとめてコピーしておくことはできないので、複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことはできない。

関連法規

著作権法2条1項10の2、10条1項9号、21条、35条

事例・判例等

スペース・インベーダー・パートII事件(東京地判昭和57年12月6日、判時1060号18頁):本件ゲームソフトのプログラムが著作権法上保護されるとされた事例

関連するQ & A

Q26 Q34

Q 19

2. ソフトウェアの取扱い

質問

他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合、どのような点に留意すればよいか

回答

そのソフトウェアの著作者に利用についての許可をもらっておく。

対策

解説の(2)と(3)の区別は微妙であるので、事前にソフトウェアの著作者の許可を得ておくべきである。

解説

ソフトウェアは、プログラムの著作物に当たる。著作権法は表現を保護するもので、アイデアを保護するものではないから、他人のソフトウェアの一部を利用する場合でも、そのプログラムの表現形式をそのまま利用するのではなく、その背景にあるアイデアを利用する場合には著作権侵害とはならない(但し、表現とアイデアの区別は困難であることが多い)。

しかし、利用しようとするソフトウェアの一部に著作物性が認められる場合は、それを利用するときは著作権侵害の問題が生じる。したがって、他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合は、次のようになる

- (1) プログラムを、そのまま利用する場合、その一部をコピーすると、著作権の侵害となる。
- (2) プログラムを改変したが、基のプログラムの表現の本質的特徴が残っている場合、翻案権の侵害、著作者人格権(同一性保持権)の侵害となる。
- (3) プログラムを改変した結果、基のプログラムの表現の本質的特徴が見られない場合、新たな著作物として保護され、基のソフトウェアの著作権侵害にはならない。

上記(1)、(2)の場合は、ソフトウェアの著作者に許可をもらう必要があるが、(3)の場合には、許可は必要ない。

関連法規

著作権法2条1項1号、10号の2、10条1項9号、同条3項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 20

2. ソフトウェアの取扱い

質問

友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら訓練（授業）で使用した場合、どのような問題があるのか

回答

原則として著作権の侵害となる。

対策

授業に使用しないことが原則であるが、どうしても使用したい場合は、著作者の許可を得る必要がある。

解説

ソフトウェアは、プログラムの著作物となりうる。プログラムの著作物については、著作権違反により作成された違法コピーであることを知りながら使用すると著作権の侵害とみなさる。

その要件として、

(1) 対象物 「プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物」

ソフトウェアの違法コピーはまさにこれにあたる。

(2) 行為 「業務上電子計算機において使用」

私的使用の場合には適用されない。本問では、授業で使用するのであるから、私的使用の範囲を超え、業務上の使用となる。

(3) 主観的要件 「複製品を使用する権原を取得した時に情を知っていた」

使用する権原を取得した時とは、その複製物の所有権、貸借権を取得した時を意味する。

なお、35条1項は授業で使用する目的での複製を認めているが、違法コピーの複製までをも認めたものではない。また、47条の2、1項はプログラム複製物の所有者が一定の場合に複製ができることを規定しているが、この規定は違法コピーの所有者には適用されない。

関連法規

著作権法2条1項1号、同項10号の2、10条1項9号、47条の2、1項、113条2項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 21

2. ソフトウェアの取扱い

質問

予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか

回答

残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用することはできない。

対策

残りの分については、旧バージョンのまま使用すべきである。

解説

質問は、「例えば学校や会社などにおいてパソコン等のハードウェアが多数設置されており、そのハードウェアに各々1個ずつ同一のソフトウェアを購入しているが、予算の都合でそのソフトウェアの数の半分しかバージョンアップしたソフト（新バージョンソフト）を購入できなかったため、新バージョンソフトを使用できない残り半数のハードウェアにつき、新バージョンソフトのバックアップ用のソフトを使用してもよいのか。」というものとして回答する。

ソフトウェアについての著作権は著作者にある。したがって著作物が固定されたFD又はCDROMを購入してその所有権を得ても、著作物を利用することが出来るだけで著作権まで取得できない。

そしてソフトウェアの購入に際してはそのソフトウェアの使用許諾契約が掲示されており、それに同意しないと使用できないようになっている。その使用許諾契約は通常一個のソフトウェアを使用するハードウェアは一台に限るとの約定がある。

したがって、それに違反してバックアップ用のソフトウェアを残りのハードウェアに使用することは使用許諾契約違反となる。

関連法規

著作権法2条1項10号の2、10条1項9号、同条3項、47条の2、1項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 22

2. ソフトウェアの取扱い

質問

リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は能力開発施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきか

回答

リース契約およびソフトウェア使用許諾契約の内容によると思われるが、通常、実際の使用者である能力開発施設名義で出す場合が多いであろう。

対策

取り敢えず能力開発施設名義で登録しておいた方がよいであろう。

解説

ソフトウェアとともにコンピュータをリースで購入する場合、通常ファイナンス・リース契約である場合が一般である。いわゆるファイナンス・リース契約は、ユーザーが販売店と折衝のうえ選択したリース物件を、自ら購入するのに代えて、リース業者に購入させ、リース業者との間でリース契約を締結してその使用・収益をする一方、リース業者にリース料を支払うものである。したがって、形式的には所有権はリース業者にあり、ユーザーとリース業者との間は賃貸借の形を採ることとなる。

しかし、このようなソフトウェアのリースについては、問題が指摘されている。すなわち、著作権法は、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において使用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができると規定している。しかし、リースを受けている者は所有者にあらず、リース業者も所有者であるとしても自ら使用するものに該当しない。したがって、いずれの者も使用するために必要と認められる限度の複製又は翻案ができなくなってしまう。そこで、このような不都合を回避するために、ファイナンス・リースはリース業者がユーザーに金融の便宜を供与するにすぎず、実質的所有者はユーザーであるとか、47条の2第1項の「所有者」とは「複製物を使用する権原を取得した者」と解すべきだ等の指摘がなされている。

いずれにしても、リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書の名義をどうするかは、リース契約の内容およびソフトウェアの使用許諾契約の内容によることになる。

関連法規

著作権法2条1項10号の2、10条1項9号、47条の2、1項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 23

2. ソフトウェアの取扱い

質問

能力開発施設で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか

回答

特別に許諾されていない限り、職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールすることはできない。

対策

ソフトウェア販売会社と能力開発施設の両方の許可を得ておく必要がある。

解説

能力開発施設でソフトウェアを購入する場合、パッケージ商品として購入する人が多いと思われる。パッケージ・ソフトについては、その一般的使用条件としては、一度に1台のコンピュータでのみの使用が認められているのが通常である。そして、マニュアルに記載されている範囲でのバックアップ・コピー（通常1個だけとされている。）を作成することができる。そして、ソフトウェアの再使用許諾や、貸与・譲渡・レンタルについて禁止事項とされているのが一般である。

なお、能力開発施設などでパッケージ・ソフトを購入する場合、複数のソフトウェアと、1組の関連資料が一つのパッケージとなって供給されている、いわゆる「スクールパック」を購入する人が多いと思われる。「スクールパック」の場合、「〇〇本セット」といったように、インストールできる数だけの複数のソフトウェアが含まれている。この場合は、インストールできる数以内であれば複数のコンピュータにインストールすることができる。しかし、その場合でも、通常、能力開発施設内におけるコンピュータにインストールすることが予定されているのが通常で、能力開発施設外のコンピュータにインストールすることまでは許諾されていないのが一般的である。

したがって、質問の場合、一般的には、職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールすることはできない。

関連法規

著作権法21条、10条1項9号

事例・判例等

学校等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（平成5年9月7日、庁文著第92号、文部省初等中等教育局長通達）

大学等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（平成5年9月7日、庁文著第92号、文化庁次長通達）

関連するQ & A

Q24 Q33

Q 24

2. ソフトウェアの取扱い

質問

能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか

回答

特別に許諾されていない限り、能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用することはできない。

対策

ソフトウェア販売会社と能力開発施設の両方の許可を得ておく必要がある。

解説

能力開発施設で購入したソフトウェアが教育用ソフトウェアの場合、一般に特別の使用条件が付されている。例えば、能力開発施設での教育訓練以外の目的の使用を禁止するとともに、能力開発施設内または教室内での使用のみ許諾し、受講生や講師が自宅に持ち帰って使用することを禁止しているのが通常である。これは、教育用ソフトウェアとして特別の料金設定としていることにも関係しているが、能力開発施設外に持ち出すことによって、不正コピーを誘発しかねないので、それを防止する趣旨でもある。したがって、能力開発施設で購入した教育用ソフトウェアを自宅に持ち帰って使用することは通常できない。

なお、能力開発施設で購入したソフトウェアが、ウィンドウズなどのOSや、表計算ソフトなどのような基本ソフトウェアの場合は、パッケージ商品として購入する場合は通常と思われる。パッケージ・ソフトについては、その一般的使用条件として、一度に1台のコンピュータのみで使用が認められているのが通常である。また、ソフトウェアの再使用許諾や、貸与・譲渡、レンタルについても一般的に禁止されている。したがって、この場合も、能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用することはできない。

関連法規

事例・判例等

学校等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（平成5年9月7日、庁文著第92号、文部省初等中等教育局長通達）

大学等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（平成5年9月7日、庁文著第93号、文化庁次長通達）

関連するQ & A

Q 2 3 Q 3 3

Q 25

2. ソフトウェアの取扱い

質問

ソフトウェア業者にソースコードやオブジェクトコードの提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供した場合、どのような点に留意すればよいか

回答

改良につき、業者から許諾を得ておくことが必要であるとともに、改良したソフトウェアの第三者による使用の許諾を求められることもある。

対策

ソフト業者との間で、改良されたソフトの第三者による使用許諾を定めておく。

解説

プログラムとは電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。ここで表現したものは、ソースコード（ソースプログラム、ソース言語によるプログラム）だけではなく、オブジェクトコード（オブジェクトプログラム、マシン語によるプログラム）も含まれる。したがって、ソフトウェア業者から提供されたソースコードやオブジェクトコードは、ソフトウェア業者のプログラムの著作物に当たる。

このように、ソースコードやオブジェクトコードはソフトウェア業者の著作物であるから、これを使いやすくするために改良することは翻案となる。したがって、第三者が勝手に改良することは、著作権侵害となる。よって、改良にあたっては、ソフトウェア業者の許諾を受けておく必要がある。

なお、翻案により、改良されたプログラムは、二次的著作物となる。二次的著作物の原著作物の著作者は、二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を有する。したがって、ソフトウェア業者が改良したソフトウェアに対して複製権等を有することは問題ない。しかし、二次的著作物の著作者も当然その二次的著作物に対する著作権を有することから、業者が改良ソフトを新たに販売する場合は、購入者がそれを使用しようとする、二次的著作物の著作権を侵害することになる。したがって、二次的著作物の著作者たる改良者の許諾も必要となる。

関連法規

法2条1項10号の2、10条1項9号、同条3項、11条、27条、28条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q 26

2. ソフトウェアの取扱い

質問

訓練（授業）に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか

回答

訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たる。

対策

複数のコンピュータにインストールする場合は、許諾を得ておく必要がある。

解説

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再製することをいう。有形的に再製するとは、例示の印刷、写真、複写、録音、録画等のように、具体的な有形物の中に著作物を収録する行為をいう。ソフトウェアをハードディスクにコピーすることも、ハードディスクのROMにデジタル・データを書き込み固定することになるから、複製に当たる。したがって、訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たることになる。

ところで、著作物を複製するには、原則として著作物の作者の許諾を得る必要がある。ただし、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができる。これを受けて、ソフトウェアを購入する場合、その使用のために購入者がコンピュータのハードディスクにインストールして使用することが通常許諾されている。

ただし、インストールの許諾は、通常一つのコンピュータのみにしか許諾されておらず、複数のコンピュータにインストールすることまで許諾していないのが一般的である。したがって、訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめインストールしておくことはできるが、複数の受講生が同時に使用できるように、複数のコンピュータにインストールすることは通常できない。その場合許諾を得られなければ、複数のソフトウェアを購入する必要がある。

関連法規

著作権法2条1項15号、21条、47条の2

事例・判例等

関連するQ & A

Q18

Q 27

2. ソフトウェアの取扱い

質問

自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合、著作権の侵害となるのか

回答

独自に作成したものであれば、著作権の侵害とならない。

対策

ありきたりの表現形式ではなく、なるべく独自の表現形式を使用するとよい。

解説

著作物を創作した者が著作者であり、その著作物が偶然他人が作成していた著作物と似ていた場合にも独自の著作物として保護される。独自に作成したものであれば、結果的に他人の作成したものに似ていたとしても、著作権侵害とはならず、それぞれ別個の著作物として保護されることになる。

著作権侵害となるには、単にその表現形式が似ているだけではなく、その著作物に依拠していなければならない。したがって、自作のソフトウェアが、偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合には、そのソフトウェアに依拠していないのだから、著作権侵害とはならない。

偶然似ていた場合は以上のとおりであるが、他人が作成したソフトウェアのアイデアを利用してソフトウェアを作成したらどうであろうか。アイデアを利用したことにより、表現形式まで似たものになれば、複製したと解されるが、表現形式が異なれば、アイデアを利用しただけでは著作権侵害とはならない。著作権で保護されるのは、表現でありアイデアではないからである。

なお、デッドコピーや類似性がはなはだしい場合には、経験則上、既存の著作物に依拠したと推定が働く。また、その他人が作成したソフトウェアに接する機会があったときには、依拠が認定されやすくなる。

関連法規

著作権法 17条1項、21条

事例・判例等

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件（最判昭和53年9月7日、判時906号38頁）

関連するQ & A

Q 28

2. ソフトウェアの取扱い

質問

フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか

回答

一定の範囲での使用は、無償で行うことはできるが、全く自由に使用することはできない。

対策

通常のパッケージソフトを購入した場合に許諾されている範囲での使用については、無償で行うことができるが、その範囲を越える使用をする場合は、それが使用許諾の範囲に含まれているか否かを確認する必要がある。

解説

まずパブリック・ドメイン・ソフトウェアとは著作権者が著作権を全て放棄しているものをいい、利用者はこれを無償で自由に使用できる。ただし、著作権法自体は放棄の概念を定めていないので、厳密な意味でのパブリック・ドメイン・ソフトが日本に存在するかは問題であり、パブリック・ドメイン・ソフトといっても、通常、次のフリー・ソフト（フリー・ソフトウェア）の意味で使用されている場合が多いと思われる。

これに対し、フリー・ソフト（フリーソフトウェア）は著作権者が著作権を放棄することなく、ユーザがその扱いを「自由」にできるソフトウェアのことであるが、「自由」の意味は場合によって異なる。「自由」の意味は主に2つあり、「無償で利用できる」という意味か、「ソースコードが入手でき、改変・再配布が制限なく行なえる」という意味で使われることが多い。フリーソフトウェアの中でも、特に、ソースコードが公開されているソフトウェアのことを「オープンソースソフトウェア」と呼ぶことがある。

いずれにせよ、フリー・ソフトの著作権者が具体的に利用者にどのような制限を課すかは、そのソフトの使用許諾契約の内容によって決まり、非営利的な利用を自由に認めているものの、商業的利用には許諾が必要であるといった条件がついている場合も少なくない。

関連法規

著作権法17条、21条、35条1項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 29

2. ソフトウェアの取扱い

質問

訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの著作権は誰になるのか

回答

訓練生（受講生）が創作した場合は、訓練生（受講生）が著作権となるが、指導員の具体的な指示により作成されたもので、実質上指導員が職務上作成したプログラムとみなされるときは、原則として指導員の所属する能力開発施設が著作権となる。

対策

訓練生（受講生）に著作権が認められる場合は、その扱いに注意が必要である。

解説

著作権法上、作者とは著作物を創作する者をいう。したがって、訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムも、訓練生（受講生）が創作したものとみなされる場合は、訓練生（受講生）が著作権となる。

もっとも、能力開発施設の訓練（授業）などでは、プログラム作成についての指導員の指示が具体的であり、それにもとづいて訓練生（受講生）は単なる手足のごとく作成するにすぎない場合もある。このような場合は、訓練生（受講生）がプログラムを創作したとはいえず、むしろ指導員が創作したといえる。ところで、法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めが無い限り、その法人等とされている。これは、法人著作物の取引の円滑化を図るため、著作物に発生する著作権、著作人格権の帰属主体を単純化し、法人等を著作権と擬制したものと解されている。この場合、契約、勤務規則その他に別段の定めがあってはならず、また、法人等が自己の著作の名義の下に公表するものでなければならない。

ただし、著作物の中でも、プログラムの著作物の場合は、他の著作物と異なり、法人等が自己の著作の名義の下に公表するとの要件は不要である。したがって、指導員の具体的な指示により作成されたもので、実質上指導員が職務上作成したプログラムとみなされるときは、原則として指導員の所属する能力開発施設が著作権となる。これに対し、プログラムと異なりデザイン作品のような場合は、指導員の何らかの指示があったとしても訓練生（受講生）の創造性が一般に認められる場合が通常なので、原則訓練生（受講生）が著作権となる場合が多いであろう。

なお、創造性については、Q 15 の解説参照。

関連法規

著作権法 15 条 1 項、2 項

事例・判例等**関連する Q & A**

Q 37

Q 30

2. ソフトウェアの取扱い

質問

職員が職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に能力開発施設のものになってしまうのか

回答

ソフトウェアの中でもプログラムについては、職務上当該プログラムの作成が予期、予定されているものであれば、能力開発施設が著作者となる。システム設計書、フローチャート等については、職務上作成が予期、予定され、能力開発施設の名前で公表されるものについては、能力開発施設が著作者となる。

対策

自己のものとして認めて欲しい場合は、能力開発施設と特別な定めをしておく必要がある。

解説

法人その他の使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラム以外の著作物については、その法人等が自己の名義の下に公表するものは、その作成の時点における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作者となる。これは、法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物について、著作権及び著作人格権の帰属主体を単純化し法人等がそれを業務上取り扱う際に支障のないようにしたものである。ここで、法人その他の使用者の発意とは、具体的な指示、承諾がなくても、職務上作成することが予期、予定されていれば、法人等の発意があると解される。なお、法人等が著作者となるには、法人等の名前で公表されることが必要である。

これに対し、プログラムの著作物については、法人等の業務に従事する者が職務上作成する限り、その作成時点における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作者となる。これは、他の著作物と異なり、プログラムの著作物については、本来公表を予定していないものが多いだけでなく、仮に公表されるとしても、ROMに固定され機械に組み込まれるプログラムのように、無名又は作成者以外の名義で公表される場合が多いからである。

したがって、プログラムについては、通常職務として作成した場合、自動的に能力開発施設のものとなる。自己のものとして認めて欲しい場合は、対策として、能力開発施設と特別な定めをしておく必要がある。

関連法規

著作権法15条1項、同条2項、2条1項10号の2、10条1項9号

事例・判例等

関連するQ & A

Q15 Q31

Q 31

2. ソフトウェアの取扱い

質問

教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか

回答

職務上作成したソフトウェアプログラムは、所属法人たる学校（能力開発施設）が著作者となるから、勝手に友人に譲渡することはできない。

対策

学校（能力開発施設）との間で、自己が著作者となる旨の定めをしておくか、譲渡についての許諾を得る必要がある。また、一部他人の公表されたプログラムを複製している場合は、その著作者の許諾も必要となる。

解説

法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムは、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等が著作者となる。これは、法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムについて、著作権及び著作人格権の帰属主体を単純化し法人等がそれを業務上取り扱う際に支障のないようにしたものである。

これにより、職務上教材として作成したプログラムは、所属法人たる学校（能力開発施設）が著作者となるから、そのプログラムの著作権及び著作人格権は、いずれも学校に帰属することになる。したがって、著作権の一つである譲渡権も学校（能力開発施設）に帰属することになるから、これを勝手に友人に譲渡することはできない。

なお、職務時間外だからということだけで当然に職務上ではないとはいいきれないが、自宅のパソコンで、しかも学校（能力開発施設）の資料を全く使用せず、自己の資料だけで作成し、職務上作成したプログラムとは言えない場合は、作成者自身が著作者となる。したがって、このような特別な場合は譲渡できる場合があるが、この場合も、35条で許される公表されたプログラムを複製している場合は、目的外譲渡はできないから、勝手に譲渡することはできないことになる。

関連法規

著作権法15条2項、26条の2、35条、47条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q15 Q30

Q 32

2. ソフトウェアの取扱い

質問

業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか

回答

ソフトウェアの著作権は、それを製作した業者にあるから、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することはできない。

対策

委託者の方でソフトウェアを自由に複製できるようにするには、開発委託契約において、委託者が著作権の譲渡を受けておくか、受託者の許諾を得ておく必要がある。

解説

作者は、著作者人格権および著作権を享有する。したがって、著作物の複製権は、作者が享有することになる。

ところで、著作者とは著作物を創作するものをいうから、ソフトウェアの著作者はソフトウェアを実際に製作した者となる。そうすると、ソフトウェアを製作するのは、一般的には委託者ではなく受託者である業者であるから、ソフトウェアの著作権は、それを実際に製作した業者が享有するということになる。

ただし、委託者でも単なる抽象的な企画を提案するだけでなく、具体的な製作に係わるような場合は、そのソフトウェアは共同著作物となる場合もある。その場合は、委託者も著作者となるわけであるが、共同著作権は、共有者全員の合意によらなければ行使できないから、いずれにしても、委託者とそのソフトウェアを自由に複製することはできないことになる。

なお、ソフトウェア開発委託契約を締結する場合、その著作権が委託者、受託者のいずれに帰属するのか明確にする場合がある。通常は、実際に製作した業者が著作者として著作権を享有することになるが、特に、委託者に著作権が帰属すると取決める場合もある。

関連法規

著作権法17条、2条1項2号、65条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 33

2. ソフトウェアの取扱い

質問

市販のプログラムを能力開発施設間で貸し出すことができるのか

回答

原則として、市販のプログラムを能力開発施設間で貸し出すことは通常できない。

対策

プログラム販売会社の許可を得ておく必要がある。

解説

著作者は、その著作物とその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。かつて、貸レコード店が全国に急増し、自由にレコードの貸与を行っていたことにより、利用者がテープやCDに録音するために、レコードの売上が減少するという社会状況が生じ、著作者に貸与権を専有させる規定が定められた。このように、貸与権は著作者が専有するので、著作物を貸与するには通常著作者の許諾が必要となる。

ただし、公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、その著作物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与を公衆に提供することができる。これは、図書館等の公共施設において、様々な視聴覚資料の貸し出しが行われており、このような公益性の必要から著作権を一定の限度で制限したものである。

しかし、プログラムについては別個に考える必要がある。プログラムは通常CDROMなどに書き込まれた状態で販売されており、その内容を直接見ることはできない。したがって、市販されていても公表された著作物とはいえないから、やはり貸与するには著作者の許諾が必要である。なお、パッケージ・ソフトの場合、その一般的使用条件として、再使用許諾・貸与・譲渡・レンタルについて一般的に禁止されているのが通常である。その意味からも、貸し出しすることは通常できない。

関連法規

著作権法26条の3, 38条4項

事例・判例等

学校等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（平成5年9月7日、庁文著第92号、文部省初等中等教育局長通達）大学等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（平成5年9月7日、庁文著第93号、文化庁次長通達）

関連するQ & A

Q23 Q24

Q 34

2. ソフトウェアの取扱い

質問

ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合、著作権者の許諾を得る必要があるのか

回答

ネットワークを利用してソフトウェアを共有するために、サーバーあるいはメインコンピュータにソフトウェアプログラムをアップロードするには、著作権者の許諾が必要である。

対策

著作権者の許諾を得ておく必要がある。

解説

公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを「公衆送信」という。この公衆送信の規定は、平成8年に採択されたWIPO著作権条約を受けて、平成9年改正で加えられたものである。この公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものを「自動公衆送信」という。これは、インターネット上でアクセスすれば直ちに情報が送られてくるように、受け手からの指示だけで、個別的な人為的操作を要せず自動的に情報が送信されることをいう。

この自動公衆送信に関して、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報を記録して、自動公衆送信し得るようにすることを「送信可能化」という。すなわち、「送信可能化」とは、未だ公衆送信されていない状態であっても、コンピュータ・ネットワークに接続されたサーバーやメインコンピュータに情報を記録して、いつでもそのネットワークにアクセスして情報の送信を受けられる状態におくことをいう。

ところで、著作権者は、その著作物について、送信可能化を含む公衆送信を行う権利を専有している。すなわち、著作権者は送信可能化権を専有しているものであり、著作権者でない者が送信可能化権を行使するには、著作権者の許諾が必要となる。

ネットワークを利用してソフトウェアを共有するには、ネットワークに接続されたサーバーやメインコンピュータにソフトウェアプログラムをアップロードして、送信可能化にすることであるから、勝手に行うと、著作権者の送信可能化権を侵害することになる。

関連法規

著作権法2条1項7号の2、同項9号の4、同項9号の5、23条

事例・判例等

関連するQ & A

Q54

判例 3

2. ソフトウェアの取扱い

件名

ときめきメモリアル事件

最判平成13年2月13日、民集55巻1号87頁

論点

- ①単にパラメータを変更することが、ゲームソフトの同一性保持権を侵害するか
- ②メモリーカードを使用せず、単に輸入、販売したものに対し、同一性保持権侵害を理由に損害賠償の請求ができるか

概要

シミュレーションゲームソフトについて、パラメータを本来予定していない数値に置き換えるデータを収めたメモリーカードの使用は、そのゲームソフトの作者の同一性保持権を侵害するかが争われた。

判決は、ゲームソフトにおけるパラメータは、それによって主人公の人物像を表現するものであり、その変化に応じてストーリーが展開されるものであるところ、本件メモリーカードの使用によって、主人公の人物像が改変されるとともに、ストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすから、本件メモリーカードの使用は、本件ゲームソフトを改変し、作者の同一性保持権を侵害するとした。

また、専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とする本件メモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置いたものは、他人の使用による本件ゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したのものとして不法行為に基づく損害賠償責任を負うとされた。

コメント

一審判決は、メモリーカードに収められたデータは、ゲームソフトのプログラム自体を書き換えるものではないから、本件ゲームソフトが予定しているストーリーを改変するものではないとした。

これに対し、最高裁は、上記のように、本件メモリーカードの使用によって、主人公の人物像が改変されるとともに、ストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすから、ゲームソフトを改変するものと判断した。

判例 4

2. ソフトウェアの取扱い

件名

中古ゲームソフト事件

最判平成14年4月25日、民集56巻4号808頁

論点

- ①本件ゲームソフトが「映画の著作物」に当たるか。
- ②本件ゲームソフトは、頒布権の対象となる複製物に当たるか。
- ③頒布権があったとした場合、頒布権は譲渡により消尽するか。

概要

家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアの著作権者らが、一旦適法に販売され消費者たる需要者に購入されたソフトウェアを、購入者から買い入れて中古品として販売していたものに対し、その中古ゲームソフトの販売の差止めと損害賠償を求めた。

判決は、本件各ゲームソフトが、著作権法2条3項に規定する「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、ものに固定されている著作物」であり、同法10条1項7号所定の「映画の著作物」に当たるとした原審の判断は正当である。そして、本件各ゲームソフトが映画の著作物に該当する以上、その著作権者が同法26条1項所定の頒布権を専有するとした原審の判断も正当であるとした。そしてそれを前提として、本件のように公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなどの観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したものとして消尽するとした。

コメント

本件は、類似事件が東京と大阪で起こり、しかも各下級審段階での意見がわかれて注目を浴びた事件である。最高裁は上記概要のように判断し、解釈の統一がなされた。下級審段階で意見が別れたのは、「映画の著作物」の著作者に頒布権が認められている理由、特に「映画」が上演による収入を得るという特別なものであるというあたりをどこまで考慮すべきか考え方が別れたことによる。

Q 35

3. インターネット利用上の注意

質問

インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいのか

回答

営利を目的としない学校その他の教育機関において、授業で使用するためであれば、必要と認められる限度という制限つきで配布することができる。

対策

著作権侵害となるか不明の場合は、ホームページの著作者に確認を取っておく必要がある。

解説

著作権法は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定し（法2条1項1号）、どのような媒体によって記録、表示されるかについては何ら限定していない。すなわち、著作権法は文化的所産としての無体物である表現を保護しようとしたものであり、著作権法が特許権などにも知的財産権（無体財産権）と言われる所以である。

インターネット上のホームページに表示された文章・写真・イラストも紙等の媒体に表示された著作物と同様に、著作物として保護される。

したがってそれらをプリントアウトすることは原則として複製権の侵害となりうる。もっとも、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）においては「教育を担任する者」が授業の過程で使用するために必要と認められる限りで公表された著作物を複製することができる。但し、著作権者の利益を不当に害しない場合でなければならない。

すなわち、「授業の過程における使用に供することを目的」とする場合でなければならない。「授業の過程における使用」には、授業そのものに使用するほか、学校行事やクラブ活動、ゼミなどが含まれるが、授業と無関係のものは含まれない。

また、著作物の種類、用途、その複製の部数、態様から著作権者の利益を不当に害しない場合でなければならない。

関連法規

著作権法2条1項1号、35条1項

事例・判例等**関連するQ & A**

Q36

Q 36

3. インターネット利用上の注意

質問

インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか

回答

原則として自由に使用することはできない。

対策

著作権の制限となるかどうかの判断は必ずしも明確でないので、インターネット上の著作物をダウンロードして使用する場合は、電子メール等で作者の許可を得るようにした方がよい。

解説

インターネット上の著作物も、印刷物、レコード等に記録された著作物と同様、著作者人格権、著作権等の権利の対象となる。したがってこれらの著作物をダウンロードすることは、著作物の複製となる。但し、著作物の円滑な利用という観点から例外的に著作権が制限されることがある。例えば以下の場合には著作権侵害とならない。但し、これらの制限規定は、著作権を制限するもので著作者人格権は制限されない。

(1) 私的使用のための複製

自分自身や家族、ごく少数(家族の人数と同程度の人数)の友人の間で使用するための複製は許される。なお、自分のホームページ上に、インターネット上の著作物の全部または一部を貼り付けることは、私的使用の範囲を超えるので著作者の許可を得ないと著作権侵害、著作人格権侵害となる。

(2) 教科書への掲載

但し、著作者への通知と著作権者への補償金の支払が必要である。

(3) 学校における複製

学校の先生や授業を受ける生徒は、授業で利用するために著作物の複製ができる。但し、著作権者の利益を不当に害してはならない。

(4) 試験問題としての複製

但し、営利目的の場合は補償金の支払いが必要となる。

関連法規

著作権法2条1項1号、30条1項、33条、35条1項、36条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 35

Q 37

3. インターネット利用上の注意

質問

訓練生（受講生）の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上どのような点に留意すればよいか

回答

訓練生（受講生）の作品の著作権が訓練生（受講生）にあるときは、その訓練生（受講生）の許諾が必要となる。複数の訓練生（受講生）の共同著作物となるときは、全員の訓練生（受講生）の許諾が必要である。なお、訓練生（受講生）の作品の中に他人の著作物が含まれる場合は、その著作物の著作者の許諾も必要となる。

対策

能力開発施設が著作者と認められるか否かを吟味し、能力開発施設が著作者と認められない場合には、著作者の許諾を得ておく必要がある。

解説

著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を専有する。著作物を公表するかしないかの自由を有しているということである。訓練生（受講生）の作品は、通常、その作品を製作した訓練生（受講生）が著作者と認められるので、当然その訓練生（受講生）に公表権も送信可能化権も認められることになる。したがって、その場合は、インターネット上に公開するにあたり、作品を製作した訓練生（受講生）の許諾を得る必要がある。

これに対し、作品を作るにあたり、講師の指示が具体的で、訓練生（受講生）はその指示にしたがって作品を製作しただけにすぎず、実質上講師が職務上その作品を創作したといえるような場合は、能力開発施設等の名義の下に公開すれば、能力開発施設が著作者と認められることとなる。その場合は、公表権も送信可能化権も著作者たる能力開発施設にある。したがって、その場合は、当然その作品をインターネット上に公開することができることになる。なお、共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することはできないとされている。ここで、共同著作物とは二人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。また、著作者人格権には公表権が含まれる。したがって、複数の訓練生（受講生）が共同して製作した作品の場合は、各訓練生（受講生）全員の許諾が必要となる。なお、訓練生（受講生）の作品の中に他人の著作物が含まれる場合は、その著作者の送信可能化権を侵害することになるから、その著作者の許諾も必要となる。

関連法規

著作権法18条、15条、63条、64条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q 29

Q 38

3. インターネット利用上の注意

質問

英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか

回答

英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、原則として著作権の侵害に当たる。

対策

英文ホームページの著作権者の許可を得る必要がある。なお、著作権者が良く解らないような場合は、プロバイダに問い合わせると良い

解説

英文のホームページが外国の著作物の場合、ベルヌ条約、万国著作権条約及びWTO協定（TRIPS協定）、WIPO著作権条約を締結している外国で最初に発行された著作物は我が国の著作権法に基づき保護される。

本問では英文のホームページの著作物が日本国の著作権法に基づき保護されることを前提として考える。

外国語で記述された著作物を日本語に翻訳したものは二次的著作物にあたる。しかし、二次的著作物として著作権法で保護されても、原著作物の著作権者の権利には影響を及ぼさない。したがって、外国語の著作物をその著作権者に無断で翻訳することは、翻案権の侵害となる。

英文のホームページを翻訳することは、英文のホームページの著作物の翻案に当たる。それを自分のホームページに掲載することは、著作権者人格権（同一性保持権）、著作権（複製権、送信権、送信可能化権）の侵害となる。

関連法規

著作権法2条1項1号、同項11号、27条、28条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 39

3. インターネット利用上の注意

質問

当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいのか

回答

リンクを張ること自体は必ずしも著作権侵害とはならないが、無断でリンクを張ることはあまり好ましくはない。

対策

リンク先の了解、あるいはリンク先に少なくとも連絡をしておいた方が良いであろう。

解説

ホームページに他のウェブサイト（ホームページ）のアドレス（URL、Uniform Resource Locator）をHTML言語（ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ）で埋め込んでおくと、その部分をクリックすることにより、自動的に当該アドレスのウェブサイトにジャンプして表示することができる。これをハイパー・リンクといい、ハイパー・リンクを設定することをリンクを張るといふ。リンクを張るにはアドレスのURLをコピーすることにより簡単に行うことができる。このコピーしたURLをクリックすることで他のウェブサイトを表示することができるので、あたかも自分のホームページの中で他人のウェブサイトの画面をコピーしたのと同じような状態となる。しかし、コピーするのはあくまでアドレスのURLであり、単なるアドレスのURLは著作物とはいえない。URL部分をクリックすることで他のウェブサイトを表示できるといっても、一旦リンク元のウェブサイトの接続を切断し、リンク先のウェブサイトに接続しなおしているにすぎないのであり、自分のホームページに他人のホームページの画面をコピーしているわけではない。

したがって、リンクを張ることが直ちに著作権侵害となるわけではない。

このように、著作権侵害となるわけではないが、リンクを張ろうとするホームページに「リンクを張ることを禁止します。」等の表示がある場合は、勝手にリンクを張るべきではない。また、そのような表示がない場合でも、リンクを張る場合は、通常リンク先の了解、あるいは少なくともリンク先に連絡をしておくことが、インターネットを利用する上でのマナーあるいはエチケットである。

関連法規

著作権法2条1項1号、同項10号の2、21条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q36

判例 5

3. インターネット利用上の注意

件名

書籍要約無断掲載事件

東京地判平成13年12月3日、判時1768号116頁

論点

- ①インターネットによる著作権侵害
- ②本件要約文が、原著作物の翻案なのか引用なのか

概要

ビジネス書籍等の著作者らが、インターネットのホームページ上に、ビジネス書等の要約文紹介サイトを開設し、会員を募って要約文のメールサービスをしていた会社に対し、その差止めと損害賠償を請求した。

判決は、被告の作成した書籍要約文は、10行程度の書籍紹介文章を付した上で、それ以外は書籍の文章に改変、修正を施し、また各書籍の文章のポイントと思われる部分を抜き書きして、その内容の要約としたりしないものであり、各書籍を翻案したといえる。そして、各書籍要約文においては、被告が各書籍を紹介する表現部分のごくわずかしかが存在しないのであって、書評と称するような書籍評価論評など被告独自の著作物の中に従たる関係で原告らの著作物が用いられているものでは到底なく、被告の行為が「引用」に該当しないことは明らかであるとの原告の主張を認めた。

コメント

本件に関連して、著作者らはプロバイダーに対しても訴訟を提起したが、和解がなされている。しかし、プロバイダーに対し著作権侵害を問うのは難しい。不法行為に基づく損害賠償については、プロバイダー責任法(特定通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)により特則が定められている。

判例 6

3. インターネット利用上の注意

件名

掲示板転載出版事件

東京高判平成14年10月29日、最高裁HP

論点

- ①思想又は感情の表現があるといえるための要件
- ②創作的表現の創作性の程度

概要

ホテル関連のホームページ上の掲示板に文章を書き込んだ原告らが、その文章の一部をそのまま転載して書籍を作成した掲示板管理者で出版業者である会社らに対し、著作権侵害を理由に差止めと損害賠償を求めた。

判決は、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいうが、そこでいう「思想又は感情の表現」とは、単なる事実の記述のようにみえても、その表現方法などから、そこに筆者の個性が何らかの形で表れているとみることができる場合は、思想又は感情の表現があるといえる。また、著作物性が認められるための創作性の要件は厳格に解釈すべきではなく、表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りるとした。

コメント

本件では、上記概要で問題となった点以外に、会社側が、インターネット上の掲示板への書込みは膨大な数がなされ、多くの場合匿名でなされるため承諾を必要とすると情報利用が制約されること、対価を得られないような程度の内容が大部分であること等から、通常の創作性判断基準より著作性の判断を厳格にすべきだと反論した。

これに対し、判決は、インターネット上の掲示板への書込みについても、通常の創作性判断基準を適用すべきとした。

Q 40

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるのか

回答

著作権は、その全部または一部を譲渡することができる。しかし、著作権のうち、著作人格権は、作者の一身に専属し、譲渡することはできない。

対策

譲渡しようとする権利が、著作人格権か否かを確認する必要がある。

解説

著作者が享有する権利たる著作権には、精神的側面に係わる人格的利益に関する著作人格権と、財産的利益に関する財産権としての狭義の著作権とがある。

財産権の譲渡は、私有財産制度および契約自由の原則から原則認められるものであり、著作権法も、財産権としての著作権については、その全部又は一部を他人に譲渡することができる旨を明記している。ここで、その全部又は一部を譲渡することができるとは、財産権としての著作権には、複製権等の支分権的権利と、二次的著作物に関する権利の集合体であるため、その全部だけでなく、そのうちの一部だけについても譲渡することができるということである。また、各国毎や日本国内においても一定の地域に限定して譲渡することや、期間付きで時間的に限定して譲渡することもできる。なお、著作権の譲渡は、あくまで不要式契約であるから、登録しなくても効力が生じ、登録は第三者に対抗するための要件にすぎない。

これに対し、著作権の中でも、公表権、氏名表示権、同一性保持権といった、人格的利益に関する著作人格権については、これらを他人に譲渡することはできない。これは、著作人格権は、もっぱら作者のみに帰属する権利であり、いわゆる一身専属的な権利だからである。なお、譲渡が許されないということは、質権を設定することも、差押えを行うことも許されないということである。

関連法規

著作権法26条の2、61条、77条

事例・判例等

関連するQ & A

Q52

Q 41

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

©（マルシーマーク）は、どのような意味があるのか

回答

登録について方式主義を取っている国に対しては、©マークを付すことにより登録されているものとみなされて保護されるという意味がある。これに対し、我が国のように無方式主義の国では、©マークの有無にかかわらず当然に保護されるので、もっぱら、著作者名、所在、発行年月日等を公示するための意味で使用されている。

対策

中南米などの方式主義に著作物を輸出するような場合は、©マークをつけておく必要がある。

解説

著作権の基本条約である「ベルヌ条約」では、著作権は、申請・審査・登録などの手続を一切必要とせず、著作物が創作された時点で自動的に付与されるという無方式主義が採られている。これに対して、ベルヌ条約に加盟していない国においては、著作権を得るためには政府機関への登録が必要であるという方式主義を採っている国がある。このため、無方式主義を採っている国の著作物は、方式主義を採っている国においては、その国で登録を受けないと保護されないということになる。しかし、これでは無方式主義を採っている国の著作者にとって非常に煩雑なことを強いることになる。そこで、1952年に万国著作権条約が制定され、この問題の解決がはかられた。すなわち、この条約加盟国間では、最初の発行の時から発行された全ての複製物に適切な©マークを付せば、方式主義国内においても保護が受けられるとされた。

従前、主要国の殆どがベルヌ条約に加盟しており、方式主義を採る国は、一部の中南米諸国と、主要国としてはアメリカぐらいであったが、アメリカも1989年にベルヌ条約に正式加盟したので、現在では、©マークは、もっぱら、著作者名、所在、発行年月日等を公示するための意味で使用されている。

関連法規

著作権法17条2項、75条、76条、76条の2、77条、78条、78条の2

事例・判例等**関連するQ & A**

Q45

Q 42

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

企業のロゴタイプなどに小さく TM、SM、® (マルアールマーク) と記されていることがあるが、どのような意味があるのか

回答

TMは商品商標 (トレードマーク) を、SMは役務商標 (サービスマーク) を、® (マルアールマーク) は登録商標をそれぞれ意味する。

対策

これらの記号が付されたロゴは、商標として使用されているものであり、場合によっては商標登録されている可能性もあるので、一応気をつけた方がよい。

解説

TMとは「Trade Mark」の略で商品商標 (トレードマーク) であることを示す記号である。また、SMとは「Service Mark」の略で役務商標 (サービスマーク) であることを示す記号である。また、®は「Registered」の略マークで、登録商標であることを示した記号である。

商標法は、商品やサービスに登録商標を付す場合は、商標登録表示を付すように努めなければならないと規定している。これを受けて商標法施行規則は、商標登録表示については、登録商標の文字とその登録番号 (「登録商標第〇〇〇〇号」) によって行うとしている。

したがって、商標法上 TM、SM、® 等の表示が求められているわけではない。しかも上記商標登録表示規定は努力規定であり、必ず記載するように義務づけられているわけでもない。いずれにしても、これらの各記号に商標法上の特別な意味があるわけではない。

これに対し、米国商標法では、® マークは米国特許商標庁 (USPTO) で登録された商標であることを意味すると規定されている。したがって、我が国でも、特許庁に登録された登録商標に ® マークを付すことが行われる場合がある。しかし、上記のようにこれには登録商標であることの注意を促す程度の意味しかなく、法的意味はない。

なお、TM、SMについては、米国商標法においても、特に規定はなく、単にトレードマークあるいはサービスマークである旨を意味するだけで、登録されていることまでの法的意味はないことは我が国と同様である。

関連法規

商標法73条、商標法施行規則17条

事例・判例等

関連する Q & A

Q 43

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのか

回答

著作権の保護期間は、原則として、著作者が著作物を創作したときから著作者の死亡後50年を経過したときまでである。ただし、著作物の種類により、別途保護期間が定められているものもある。なお、著作者人格権は一身専属権なので、著作者の死亡により消滅するが、一定の場合に保護されている。

対策

保護期間が曖昧な場合は、著作者の死亡時や著作物の公表時を確認しておく必要がある。

解説

著作権は、保護期間として一定の存続期間が定められている。これは、著作者に権利を認めて保護することが大切である一方、永久にその著作物が利用できなくなるとすると、文化の発展が著しく阻害されることになるので、その両者の調和をはかったものである。

著作権の保護期間は、著作権法で別段の定めがある場合を除き、原則として、著作者が著作物を創作したときに始まり、著作者の死後50年を経過するまで存続する。別段の定めとしては、まず、無名又は変名の著作物の保護期間の規定がある。この場合は、著作物の公表後50年を経過するまでである。ただし、公表後50年以内であっても、著作者の死後50年を経過していることが明らかであれば、その時点までとなる。次に、団体名義の著作物の保護期間の規定がある。この場合も、著作物の公表後50年を経過するまでである。ただし、創作後50年以内に公表されなかったものは、創作後50年を経過するまでとなる。また、映画の著作物の保護期間としては、公表後70年(創作後70年以内に公表されなかったときは創作後70年)と定められている。

これらに対し、著作者人格権は一身専属権なので、著作者の死亡により当然に消滅するが、著作物を公衆に提供し、または提示をするものに関し、著作者の死後も著作者人格権の侵害となるような、公表権、氏名表示権、同一性保持権を侵害する行為を行うことはできないとされている。

なお、保護期間の計算方法は、計算を簡単にするため、すべての期間は、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算することになっている。

関連法規

著作権法51、52条、53条、54条、57条、60条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q 44

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

著作権を得るために、手続きが必要になるのか

回答

著作者については、著作物の創作と同時に著作権を取得するので、特別な手続は必要ない。他人の著作権を得るには譲渡を受ける必要があり、それを第三者に対抗するには、登録する必要がある。

対策

自己の著作物であれば問題はないが、他人の著作物の著作権の譲渡を受ける場合は、登録をしておいた方がよい。

解説

著作権の享有や行使に一定の方式を必要とするか否かについて、いかなる方式も必要としないという無方式主義と、登録等一定の方式を必要とする方式主義とがある。ベルヌ条約は無方式主義を規定しており、我が国はベルヌ条約に加盟しているので、無方式主義を採用している。したがって、著作者が著作権を取得するには、登録などのいかなる方式も必要とせず、著作物の創作と同時に著作権を取得することになる。よって、著作者が著作権を得るためには、特別な手続は必要ない。

なお、他人の享有する著作権を得るためにはその譲渡を受ける必要がある。もっとも、民法の契約自由の原則により、譲渡を受けるために特に決まった方式はない。一般の財産権と同様通常の譲渡契約によることになる。ただし、著作権の移転又は処分については、登録しなければ第三者に対抗することができないとされている。よって、譲渡を受けたことを第三者に対抗するには、一定の登録をする必要がある。

著作権の移転の登録は、原則として文化庁に対して行う。ただし、プログラムの著作物の移転の登録については、特別に、財団法人ソフトウェア情報センターに対して行うことになる。

関連法規

ベルヌ条約5条、77条、78条、78条の2

事例・判例等

関連するQ & A

Q40 Q52 Q45

Q 45

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

著作権に関する国際条約にはどのようなものがあるのか

回答

著作権に関する国際条約としては、ベルヌ条約、万国著作権条約、W I P O著作権条約（W C T）などがある。また、著作隣接権に関するものとして、実演家等保護条約、レコード保護条約、W I P O実演・レコード条約（W P P T）などがある。また、両者に関するものとしてT R I P S協定がある。

対策

外国の著作物を利用する場合は、著作権に関する国際条約も検討しておくが良い。

解説

著作物等は、国内に止まらず、国際的に利用されているため、国際的な保護制度の整備が必要となる。そのために、各国はさまざまな条約を締結しているのが実情である。著作権に関する条約としては、まずベルヌ条約がある。ベルヌ条約は、著作権の享有や行使には登録などのいかなる方式も必要としないとする無法式主義をとっている。また、同盟国が外国人の著作物を保護する場合は、自国民の保護と同様の保護を与えなければならないという内国民待遇をとっている。

次に、万国著作権条約は、無法式主義のベルヌ同盟国と方式主義諸国との架橋条約として締結されたものである。ここでは、© マーク、著作権者名、最初の発行年を表示すれば方式主義の締約国においても、登録を行ったものとみなされるとしている。また、著作権に関するものとしては、著作権に関する世界知的所有権機関条約（W C T、又はW I P O著作権条約）がある。

著作隣接権に関するものとして、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（実演家等保護条約又はローマ条約）、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）、実演及びレコードに関する世界私的所有権機関条約（W P P T、又はW I P O実演・レコード条約）などがある。また、両者に関するものとして知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（T R I P S協定）がある。T R I P S協定は、著作権のほか、商標、意匠、特許など知的財産権全般について、ベルヌ条約やパリ条約などの関連条約を補完し、強化するとともに、紛争解決手段についても併せて規定している。

関連法規

ベルヌ条約5条、万国著作権条約2条、同3条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q 4 1

Q 46

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

著作権等管理事業者とは、どのような事業者のことなのか

回答

著作権等管理事業者とは、著作者又は著作隣接権者との間で、管理委託契約に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を業として行うものをいう。

対策

著作物等の利用許諾を得ようとするときは、その著作物等についての管理事業者を調べて、その著作物等管理事業者との間で、利用許諾を受けることが必要である。

解説

従来、著作権の管理事業は、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」(仲介業務法)によって定められて来た。この仲介業務法の下では、管理事業は、著作物として「小説」、「脚本」、「楽曲を伴う場合に於ける歌詞」、「楽曲」の著作権に対する仲介業務(著作物の利用に関する契約につき著作権者の代理又は媒介を行う業務)に限られていた。しかも認可制であり、許可を得ていた団体は、社団法人日本音楽著作権協会、社団法人日本文芸著作権保護同盟、協同組合日本脚本家連盟、共同組合日本シナリオ作家協会の4団体であった。

しかし、文化発展の寄与には、より広く著作物の利用を円滑にする必要があるとともに、規制緩和をはかることから、平成13年10月1日より著作権等管理事業法が施行され、仲介業務法は廃止された。著作権等管理事業法は、従来管理事業が行える著作物の対象が限定されていたのを、すべての著作物に拡大した。また、著作権の仲介業務に限られていたのを著作隣接権についても認めるとともに、利用許諾の取次ぎ代理だけではなく、著作権等の移転を受けて利用許諾の管理を行うことも認められることとした。さらに、「許可制」であったのを「登録制」とし、現在では、著作権等管理事業者として登録している事業者は、30を超えている。

これにより、多くの著作物の著作者がこれら著作権等管理事業者と契約をしているために、著作物の利用許諾を得る場合は、その著作物を管理している管理事業者から利用許諾を得ることが必要となっている。

関連法規

旧仲介業務法1条、著作権等管理事業法1条、2条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 47

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

文献データベースを作成する場合、どのような点に留意すればよいか

回答

文献データベースを作成する場合、そこに収録しようとする個々の情報たる文献データ自体に著作物性が認められる場合は、その情報の著作者の承諾を得る必要がある。また、情報の選択又は体系的構成に著作物性が認められる既存のデータベースを利用する場合は、そのデータベースの著作者の承諾も得る必要がある。

対策

原則として、文献データ自体の著作者およびデータベースの一部を利用する場合はその著作者の承諾を得ておく必要がある。

解説

さまざまな素材を集め、整理・編集したものを編集物といい、その素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されている。これと同様のものであるが、著作権法は、情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをデータベースとし、特にデータベースの著作物の規定を設けている。

データベースを作成する場合、個々のデータに著作物性が認められない場合は、そのデータを使用することに問題はないが、個々のデータにおいても、その表記の仕方等創作的な表現が認められるものを利用する場合は、その著作者の承諾を得ることが必要となる。

また、既に作成されているデータベースを利用して新たなデータベースを作成するような場合は、その既存のデータベースが、情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有し著作物性が認められる場合は、それを利用するときにはそのデータベースの諸作者の承諾を得る必要がある。なお、データベースの一部を利用する場合でも、その利用する部分に上記の著作物性が認められ場合には、やはりそのデータベースの著作者の承諾を得る必要がある。

関連法規

著作権法2条1項10の3、12条、12条の2、21条

事例・判例等

NTTタウンページデータベース事件（東京地判平成2年3月17日、判時1714号128頁）：NTTのタウンページが、データベースの著作物といえとした事例

ウォールストリートジャーナル事件（東京地判平成5年8月30日、知財集25巻2号380頁）：ウォールストリートジャーナルの抄訳は、新聞の編集著作権を侵害するとした事例

関連するQ & A

Q1 Q48

Q 48

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

有料のデータベースを使って資料を作成し、訓練（授業）で使う場合、どのような点に留意すればよいか

回答

データベース全体を利用する場合は勿論、その一部を利用する場合であっても、その部分にデータベースの著作物としての価値が認められる場合は、その複製が問題となる。また、データベースの著作物性が認められない場合であっても、個々のデータに著作物性が認められる場合は、そのもとの著作物としてのデータの複製が問題となる。なお、いずれにおいても、学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）における複製として認められるかが問題となる。

対策

著作権法35条で認められる場合か確認しておくこと、もし明確でなければ、データベースの著作者の許可を得ておくことが必要である。

解説

論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをデータベースという。このようなデータベースについては、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護されている。そこで、このような著作物として保護されるデータベースを利用する場合、単に参考とするだけではなく、そのデータをそのまま使用すれば、著作物の複製の問題が生じる。特に、データベース全体を利用する場合は勿論、その一部を利用する場合であっても、その部分にもデータベースの著作物性が認められる場合には、データベースの著作物の複製が問題となる。

なお、著作物性の認められないデータベースの一部や、個々のデータだけを利用する場合でも、その個々のデータに著作物性が認められるような場合は、その個々のデータのもとなつたもとの著作物の複製が問題となる。これは、データベースの有料、無料に係らない。

しかし、これらの複製が問題となる場合でも、学校その他の教育機関において、その授業に使用する目的で、必要と認められる限度において複製が認められる場合があるが、その要件は限定的で、徒に広い範囲で認められるわけではないので注意が必要である。

関連法規

著作権法2条1項10の3号、12条の2、35条

事例・判例等

NTTタウンページデータベース事件（東京地判平成2年3月17日、判時1714号128頁）：NTTのタウンページが、データベースの著作物といえとした事例

ウォールストリートジャーナル事件（東京地判平成5年8月30日、知財集25巻2号380頁）：ウォールストリートジャーナルの抄訳は、新聞の編集著作権を侵害するとした事例

関連するQ & A

Q 47

Q 49

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか

回答

公的機関から発行されている数値データまたは統計データでも、著作物性が認められる場合は、著作権の対象となる。

対策

数値データまたは統計データを利用する場合は、その著作物性を確認し、説明の材料として用いるのではなく転載の域を逸脱するような場合は、その利用が許されるか否かを各公的機関に問い合わせしておく必要がある。

解説

国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができることとされている。これは、国等の公的機関が公表する広報資料、調査統計資料等も著作権の対象となることを前提とし、その著作権が制限される場合の一つを規定したものである。ここで、広報資料、調査統計資料、報告書その他これに類する著作物としては、官公庁のPR資料とか、経済白書等の白書がある。したがって、白書に示された、数値データや統計データを示した表などは、通常著作権があると考えられる。もっとも、これらの数値データ表や統計データ表を構成する個々のデータそれ自身は、一般的には著作物に該当しない場合が多いと解されるが、その場合でもデータ全体は、編集著作物に該当する場合が多いと解される。

このように、公的機関から発行されている数値データまたは統計データであっても、通常全体として編集著作物に、また、数値データ表あるいは統計データ表として著作物に該当すると解されるが、上記のように一定の場合に転載することが認められている。すなわち、これらのものに著作権が認められるとしても、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。なお、ここで、転載とは、複製や引用とは異なり、著作物の全部又は一部をそのまま掲載することをいう。

関連法規

著作権法32条項、12条

事例・判例等

用字苑事件（名古屋地判昭和62年3月18日、判時1256号90頁）：素材が単なる事実、データ等であっても、レイアウト・語句選定の独自性により辞典の著作物性を認めた事例

関連するQ & A

Q11

Q 50

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合、著作権がどうなるのか

回答

もとの著作物の内容について多少の変更を加えた程度が、もとの著作物と実質的な同一性が変わらない程度の場合は、著作権はもとの著作物の著作者のままである。これに対し、多少の変更でも、実質的に同一と認定できない程度の変更の場合は、翻案に該当すると解されるから、自作テキストを作成した者に二次的著作物の著作権が認められることになるが、原著作者にも二次的著作者と同一の権利が認められることになる。

対策

複製とは言えなくなるような場合は、著作者の許諾を取っておく必要がある。また、複製と言える場合でも、教育機関における複製等一定の目的で複製が許される場合以外は、著作者の許諾を取っておく必要がある。

解説

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。この場合、デッドコピーのようにそっくりそのまま複製するのではなく、ほんの少し手を加えた場合は、複製権侵害とならないのかが問題となる。

これについては、ほんの少しでも手を加えると、もとの状態とは異なるのであるから再製とはいえ複製にはあたらないと考えると、複製権侵害とならず著作者の保護として不十分である。したがって、多少の変更を加えたとしても、もとの著作物と実質的に同一といえるような場合は、複製にあたるとして著作権侵害とされている。したがって、著作物の内容を多少変更しても、その部分がもとの著作物と実質的に同一と言えるような場合は、その部分については複製にあたるから、その部分の著作権は、もとの著作物の著作者のままである。

これに対し、変更の程度により、変更された部分がもとの著作物と実質的に同一と言えなくなった場合は問題となる。しかし、この場合でも、質問の場合は多少の変更の範囲であるから、構想などに変化はない翻案と言える場合と解される。したがって、この場合には、自作テキストを作成した者に二次的著作物の著作権が認められるとともに、原著作者にも二次的著作者と同一の権利が認められることになる。

なお、いずれにしても、他人の著作物の内容を変更することは、同一性保持権の侵害になりかねない。

関連法規

著作権法2条1項11号、同項15号、21条、27条、28条

事例・判例等

キャンディ・キャンディ事件（東京地判平成12年3月30日、判時1726号162頁）：漫画は原作原稿の二次的著作物であるとして、原作者の権利を認めた事例

関連するQ & A

Q5 Q19

Q 51

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか

回答

原則として返却できない。

対策

必要不可欠なソフトウェアかどうか十分吟味した上で開封すべきである。

解説

フロッピーディスク（FD）やコンパクトディスク（CD）等の記憶媒体に収納されて使用者に届けられるパッケージ型ソフトにおいては、開封契約（シュリンク・ラップ契約又はブレイク・ザ・シール契約）といって、そのパッケージの外部に使用許諾契約の条項を明示し、使用者がパッケージを開封したときに明示された条項に従ったパッケージの封印を開け契約が成立したとするものがある。

また、単に封印を開けただけでなく、登録葉書を送付したときに契約が成立するとするもの、開封して、コンピュータにおいて、そのソフトを使用したときに契約が成立するとするものもある。本来契約は当事者間の申込と承諾によって成立することから、単にパッケージを開封することが契約の承諾にあたるか、及び使用者が使用許諾契約の条項につき何の変更も求め得ない点が問題となる。

パッケージソフトが、使用者の個性を問題とせず大量に生産流通されることから、使用者がパッケージを開封する前に使用許諾契約の条項を知ることができる場合には、特に一方的に使用者に不利な条項がない限り、契約は有効であるといえる。

関連法規

民法526条2項

事例・判例等

関連するQ & A

Q 52

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

ソフトウェアプログラムの登録制度とはどのようなものなのか

回答

著作権は登録を要せず、著作物が創作された時点で自動的に発生する。ただし、一定の事項については、第三者対抗要件として登録制度が設けられている。このうち、ソフトウェアとしてのプログラムの著作物については、その特殊性から特に別個の登録制度が設けられている。

対策

ソフトウェアとしてのプログラムについて著作権が争いになると思われるような場合は、一定事項を登録しておいた方がよい。

解説

我が国は、ベルヌ条約加盟国として、著作権の享有には、登録などいかなる方式も要しないとしている。従って、著作権は、著作物が創作された時点で自動的に発生する。ただし、第三者との関係において、著作権に関する事実関係の公示や、譲渡における取引の安全確保等のために、一定の事項について登録制度が設けられている。

著作権の登録制度として認められているものとしては、まず、無名又は変名で公表された著作物の著作者による実名の登録がある。また、保護期間に関係する第一発表年月日の登録がある。さらに、権利の変動と第三者に対抗するための、著作権、著作隣接権の移転等の登録がある。また、出版に関する権利の変動を第三者に対抗するための、出版権の移転等の登録がある。

これに対し、ソフトウェアとしてのプログラムの著作物については、その一般の著作物と異なる特殊性から、特に別個の登録制度が設けられている。まず、登録内容としては、実名の登録、第一発行年月日の登録、著作権の移転等の登録については、通常の著作物と異なるところはないが、プログラムの著作物は公表になじみにくいところから、特に創作年月日の登録が認められている。また、登録方法についても、通常の著作物については文化庁に登録する必要があるが、プログラムの著作物については、財団法人ソフトウェア情報センターが、文化庁長官の指定を受けた登録機関として、登録事務を行っている。

関連法規

著作権法10条1項9号、75条、76条、76条の2、77条、78条の2

事例・判例等

関連するQ & A

Q40

Q 53

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

訓練（授業）のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか

回答

訓練（授業）のために作成したノート、メモの中に、他人の著作物を複製した部分が含まれている場合は、著作権の設定を受けていない限り、そのノート、メモをまとめて新たな本として出版することはできない。

対策

訓練（授業）のために作成したノート、メモに、他人の著作物を複製した部分が含まれているか否かを見極め、含まれている場合は、その著作物の著作者から著作権の設定を受けておく必要がある。

解説

著作物の複製権者は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。したがって、著作者等の著作物の複製権者から著作権の設定を受けていないものは、勝手に出版することはできない。訓練（授業）のために作成したノート、メモは原則として、それを作成した本人に著作権があるから、それをまとめて本で出版することは、自費出版は当然、著作権を設定して出版することも原則として認められる。ただし、訓練（授業）のために作成したノートやメモに、他人の著作物を写した部分がある場合は問題となる。学校その他の教育機関（公的な職業能力開発施設も含むと解されている）において、訓練（授業）を担当するものが、その訓練（授業）に使用する目的であれば、必要と認められる限度で著作物を複製することができる。したがって、訓練（授業）のためにノートやメモを作る場合、その中に他人の著作物を写すことも許される。この場合は、その著作物については、その著作者が著作権の設定をすることができることになるから、その著作物の複製権者たる著作者から特に著作権の設定を受けない限り、勝手に出版することができないことになる。

関連法規

著作権法79条、35条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q8

Q 54

4. 知っておきたい基本的な知識

質問

訓練（授業）において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか

回答

通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合は、公衆送信権が問題となる。

対策

主会場と副会場がある授業形態において生中継で同時に送信する等の一定の場合を除き、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合は、著作者から別個公衆送信することの許諾を受けておく必要がある。

解説

美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。したがって、正規に取得した絵画や写真を教室で示すことはできる。

また、公表された著作物を、教師が、訓練（授業）に使用する目的であれば、必要と認められる限度においてその著作物の複製ができる。したがって、訓練（授業）で使用する目的で著作物のコピーをすることもできる。

これに対し、著作物を、1つの教室だけではなく、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合は、さらに公衆送信権が問題となる。公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。そして、特に公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信を放送という。したがって、1つの教室における訓練（授業）風景を、通信衛星などを使って多くの会場に放送することは、まさに公衆送信行為といえる。

ところで、著作者は、公衆送信権を専有する。また公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利も専有する。

したがって、著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは、公衆送信権が問題となるか否かという大きな相違がある。

但し、営利を目的としない学校その他の教育機関において、「主会場」での授業が「副会場」に同時生中継（公衆送信）されている場合には、主会場で用いられている教材を、副会場（公衆）に向けて送信することは、35条1項同様認められている。

関連法規

著作権法2条1項7号の2、同項8号、23条、25条、35条

事例・判例等

関連するQ & A

Q 34

判例 7

4. 知っておきたい基本的な知識

件名

ローマの休日事件

東京地判平成18年7月11日、HP掲載

論点

- ①映画の著作物の保護期間
- ②本件映画に改正法が適用されるか

概要

米国パラマウントピクチャーズが、「ローマの休日」および「第17捕虜収容所」を複製したDVDを製造頒布していたものに対し、その差止めを求めた。

判決は、映画の著作物の保護期間については、平成15年改正前の著作権法によると公表後50年とされていたところ、右改正により公表後70年とされ、同法は平成16年1月1日から施行されることとなったが、本件映画の保護期間の終期の計算については、本件映画が公表された翌年の昭和29年から起算し、50年目にあたる平成15年が経過するまでの間存続することになるので、その末日の終了をもって、満了するとした。結局、本件映画の著作権は、改正前の著作権法によれば、平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了するから、本件改正法が施行された平成16年1月1日においては、改正前の著作権法による著作権は既に消滅しているとした。

コメント

映画の著作物の保護期間が改正されたのは、一説には昭和28年公表の映画の保護期間を延長させるためとの考え方もある。実際、文化庁長官官房著作課の解説書には、昭和28年公表の映画の著作物にも保護期間を70年とする改正法が適用されると明記されていた。これは、平成15年12月31日午後12時は、平成16年1月1日午前零時と重なるとの考えに基づくものであったが、裁判所は、著作権法は年によって期間を定め期間はその末日の終了をもって満了するとされているので、時間をもって平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前零時とが同じとする上記考えは妥当でないとした。

判例 8

4. 知っておきたい基本的な知識

件名

フジサンケイグループ事件

東京高判平成9年8月28日、判時1625号96頁

論点

- ① 著作者のみならず著作権者も、不実の実名登録の抹消請求が認められるか
- ② 不実の実名登録として抹消請求できるのは、真実の著作者の著作物と同一の場合に限られるか

概要

シンボルマークを制作することとしたフジサンケイグループが、コンペにより黒い大きな目玉のマークを描いた作品の著作権の譲渡を得たが、既に色違いの同様の目玉のマークの実名登録がなされていたので、その抹消取り消しを求めた。

判決は、実名の登録制度は、著作権に無名、変名で著作物を公表する人格的利益を確保しつつ、当該著作物について法律上実名の著作物と同様に扱うためのものであり、実名の登録をすることができるのは、無名又は変名で公表された著作物の著作者であるから、真の著作者は不実の実名登録の抹消を請求できる。そして、著作物の著作権者も、不実の実名登録の存在により、著作権行使を事実上制約されることになるので、著作者から著作物を譲り受けた著作権者の不実の実名登録の抹消を請求できるとした。そして、この理は、実名登録された著作物が真実の著作者の著作物と同一ではないが、その複製権を侵害する関係にある場合も同様であるとした。

コメント

著作権は、創作により当然に生じるものであり、登録を要件とはしていない。ただし、第三者との関係で、事実関係の告示や取引安全のために一定の事項について登録制度が設けられている。

本来、本名で著作物が公表されれば、著作者が誰かは通常問題とはならない。しかし、著作物は無名又は変名で公表される場合があり、その場合は、実名の登録が認められている。

Q 55

5. 産業財産権にかかる事例

質問

企業との共同研究において、当能力開発施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか

回答

企業との共同研究について、その実施要綱、成果物の取扱いなど、あらかじめ規定を設け、それにしたがって、指導員の扱いを具体的に決めるべきである。

対策

企業との共同研究を行うに際し、企業との間で、共同研究の実施要綱、成果物の取扱い、産業財産権の申請、権利の帰属、実際に寄与した者の取扱いなど、具体的な規定をあらかじめ定めておいて、それに基づいて、指導員の扱い等を具体的に決めることが必要である。

解説

商標とは、文字、図形、記号若しくは立体形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合であって、業として商品または役務に使用するものをいう。また、意匠とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。さらに、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

このうち意匠と著作物との関係で、工業製品が意匠の対象になるとして、工業製品のような応用美術が著作物となるかは争いがあるが、一般には、美術著作物としての創作性があるかによって、著作物となりうると解されている。また、平面的にせよ立体的にせよデザインが商標となりうることは問題がない。

質問のデザインの場合、コンテストで受賞する程であるから、著作物性が認められる場合が多いと解される。その場合、企業との共同著作物となるのか、指導員の単独著作物となるのか、また、職務著作との関係はどうなるのか等さまざまなことが問題となりうる。また、企業との関係でも、成果物の扱いをどうするのか、意匠や商標などの産業財産権の申請をどうするのか、その場合の権利帰属をどうするのか、権利取得できた場合に実際に担当した者の扱いをどうするか等の問題が生じる。

関連法規

商標法2条1項、意匠法2条1項、著作権法2条1項1号、同項12号、15条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q 56

Q 56

5. 産業財産権にかかる事例

質問

企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか

回答

企業との共同研究に関しては、それについて取り扱う特別の部署を設け、そこにおいて詳細な規定を定めるとともに、その規定に基づき、企業との間で、特許申請に際し、特許権者をどうするか発明者の扱いをどうするか等について、あらかじめ定めておくべきである。

対策

産学連携関連法規や、文部科学省の通達、通知、告示およびそれらに添付されている受託研究契約書例等を参考として企業との間で規定を定め、それにより対処すべきである。

解説

企業との共同研究を実施するにあたって、その成果物をどのように扱うかについては、通常、企業との間であらかじめ具体的な規定を定めておくのが一般的である。特に、昨今の国立大学の独立行政法人化や産学連携の推進により、文科系の大学では、産学連携センターとか、産学共同センター等の名称で、産学連携推進のための組織を立ち上げ、そこにおいて、企業との共同研究を実施するにあたっての取決め、知的財産権の取扱い等について、詳細な規定を設けるようになっており、これに基づいて、各企業との間で具体的な取決めを行っている。これは、大学等技術移転促進法や産業技術協法力により、産学連携の推進がはかられており、文部科学省の通達、通知、告示などで受託研究契約の契約書例等が公開されており、それらを参考として具体的に定められているのである。

知的財産権の取扱いについては、例えば、大学における知的財産権の帰属に関する基本的考え方を明らかにするとともに、発明の届出、特許性の評価、成果物の管理等について規定を設け、それにもとづいて、企業との間で、出願をどうするか、共同特許とするのかそれともどちらかの特許とするのか、発明者の扱いをどうするか等についての取決めがなされている。このような取決めがなされていないと、結局、特許申請に際して生じる諸々の問題の解決がつかなくなってしまうことになるからである。

従って、上記の法規、通達、通知、告示およびそれに添付されている契約書例等を参考に、企業との間で具体的な規定を定めることが必要である。

関連法規**事例・判例等****関連する Q & A**

Q 55

Q 57

5. 産業財産権にかかる事例

質問

ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当能力開発施設の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなった。事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録に際してどのように扱うべきか

回答

市側との話し合いにより、その扱いを決めるべきである。

対策

市側との間で、あらかじめ共同事業の成果物についての取決めをしておくべきであり、その取決めにもとづいて、具体的な商標登録をどうすべきかを決めるべきである。

解説

商標とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品または役務に使用するものをいう。商標は、指定商品あるいは指定役務という各類型毎に登録されるもので、同一あるいは類似する類でなければ、同じロゴやマークであっても登録が可能である。また、普通名称、産地・数量の普通の表示、ありふれた氏名・名称、国旗等の一定の不登録要件の定めがあるが、特許、実用新案、意匠という他の産業財産権と異なり、創作性は登録要件となっていない。したがって、極端な話、すでにあるロゴやマークを商標として登録しても、それだけで当然に不登録となるわけではない。もっとも、登録商標の使用が、使用の態様により、商標登録出願前に出願されていた他人の特許権、実用新案権、意匠権、または出願前に生じた他人の著作権と抵触するときは、その登録商標を使用することはできない。しかし、その場合でも当然直ちに登録が取り消されるわけではない。

質問の場合、作成されたキャラクターが著作物といえるか、その場合の著作権が何処に帰属するのか必ずしも明確ではないが、いずれにせよ、著作物性が認められ、著作権の帰属する者が明確となったとしても、それと商標登録とは直接に結びつくものではない。したがって、市側と十分話し合った上で、商標登録についてどうするかを決める必要がある。

関連法規

商標法2条1項、4条、29条

事例・判例等**関連するQ & A**

Q 58

5. 産業財産権にかかる事例

質問

ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、訓練生（受講生）に分解、実験、又は試作等をさせることはできるのか

回答

原則として分解、実験、試作等を行うことはできない。ただし、特許権者等の正当な権利者から購入した製品であれば、分解、実験をさせることはできる。

対策

その教材として用いようとしている製品の製造メーカーに、許権者を有しているか、あるいは実施許諾を受けているか確認しておくことが必要である。

解説

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。よって、他人の特許発明を業として実施すると特許権侵害となる。

「業として」の実施とは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られない。したがって、営利を直接目的としていない大学や学校の授業等における実施も「業として」の実施と解される。

一方、「試験又は研究」のためにする実施には特許権の効力が及ばない。ここで、「試験又は研究」の範囲については、技術の進歩を目的とする行為、すなわち特許性の調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験に限定される。

授業において、教材として分解、実験、又は試作等を行う行為は、企業で行う新製品の開発のような技術の進歩を目的とするものではないから、特許法にいう「試験又は研究」のためにする実施とは言えない。

したがって、特許を含んだ製品を教材に良いからといって、授業で勝手に分解、実験又は試作等することは特許権侵害となる。

ただし、特許権者は、その自ら販売した特許製品については特許権を主張することはできないので（消尽論）、特許権者自身、あるいは特許権者から実施許諾を受けた者が販売している製品の場合は、それを分解、実験することはできる。

関連法規

特許法2条3項、68条、69条1項

事例・判例等

除草剤事件（東京地判昭和62年7月10日、無体裁集19巻2号231頁）：除草剤を販売するために必要な登録を得るための公的機関への試験委託は、「試験又は研究」のためにする実施とはいえないとされた事例

関連するQ & A

Q59

Q 59

5. 産業財産権にかかる事例

質問

製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので訓練生（受講生）に再現実験で見せてもよいのか

回答

実施許諾を受けない限り、原則として再現実験で見せることはできない。

対策

特許原簿により特許登録の有無と特許権者を確認し、特許となっている場合は、実施許諾を受けておく必要がある。

解説

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。よって、他人の特許発明を業として実施すると特許権侵害となる。ただし、「試験又は研究」のためにする実施には特許権の効力が及ばない。

「業として」の実施とは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られない。したがって、営利を直接目的としていない大学や学校の授業等における実施も「業として」の実施と解される。

一方、「試験又は研究」のためにする実施とは、技術の進歩を目的とする行為、すなわち特許性の調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験に限定される。したがって、授業において再現実験することは、企業で行う新製品の開発のような技術の進歩を目的とするものではないから、特許法にいう「試験又は研究」のためにする実施とは言えない。

したがって、企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したとしても、勝手に再現実験で見せることは特許権侵害となる。

なお、特許権者は、その自ら販売した特許製品については特許権を主張することはできない（消尽論）が、質問の場合は未だ製品化されていないのであるから、消尽が問題となる事案ではない。

関連法規

特許法2条3項、68条、69条1項、66条1項

事例・判例等

医薬品販売差止請求事件（最判平成11年4月16日、判時1675号37頁）：後発医薬品について承認申請するため必要な試験を行うことは「試験又は研究」のためにする実施とした事例

関連するQ & A

Q58

Q 60

5. 産業財産権にかかる事例

質問

当能力開発施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があった場合、どのように対応すればよいのか

回答

その場で直ちに特許済の内容と同一であると判断できるのであれば、すみやかに当該発表を中止し、直ちに判断できない場合は、発表後に特許済の内容と同一か否かを検討し、同一であることが判明したら、発表を取消す等の事後処置を行っておく。

対策

研究内容に関連ある技術内容については、事前に特許庁のホームページ等により、特許内容を調べておくとうい。

解説

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ここで、業として実施するとは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られないので、大学や学校の研究、授業等における実施も含まれる。なお、試験又は研究のためにする実施には特許権の効力が及ばないが、ここでいう試験又は研究のためとは、当該特許の特許性の調査、改良・発展を目的とする試験等に限定され、それを直接目的としない大学等の研究は含まれないのが通常である。

ところで、単に技術内容を発表するだけでは、特許法に定める特許の実施に該当しない。しかし、研究発表のために実験等がなされていれば、当該実験は、特許の実施になりうる。したがって、研究発表の内容が、本当に特許発明の内容と同一であるとすると、研究発表のために行った実験等は特許権侵害行為となる。

ただし、特許権の内容は、特許出願願書に添付した特許請求の範囲に記載された、文言で示された内容であるのに対し、侵害対象となる実施行為は、具体的な技術内容である。したがって、両者が抵触するか否かは、必ずしも明確でない場合が多く、その抵触性については専門家の意見を聴いて慎重に判断する必要がある。

結局、その場で直ちに特許済の内容と同一であると判断できるのであれば、すみやかに当該発表を中止し、直ちに判断できない場合は、発表後に特許済の内容と同一か否かを検討し、同一であることが判明したら、発表を取消す等の事後処置を行っておく必要がある。

関連法規

特許法 2 条 3 項、6 8 条、6 9 条 1 項

事例・判例等**関連する Q & A**

判例 9

5. 産業財産権にかかる事例

件名

医薬品販売差止請求事件

最判平成11年4月16日、判時1675号37頁

論点

- ①特許法69条の「試験又は研究」とは具体的にどのようなものをいうのか。
- ②薬事法所定の製造承認申請のために必要な試験を行うことは、特許法69条1項にいう「試験又は研究のためにする特許発明の実施」に当たるか。

概要

グアニジン安息香酸誘導体及び該誘導体を含有する抗プラスミン剤と膵臓疾患治療剤についての発明に係る特許権を有していたものが、後発医薬品の製造販売を目的として、右特許権存続期間中に、薬事法の製造承認の申請を行うために、被告製剤を製造し、加速試験や生物学的同等性試験を行ったものに対し、その損害賠償を求めた。

判決は、ある者が化学物質又はそれを有効成分とする医薬品についての特許権を有する場合において、第三者が、特許権の存続期間終了後に特許発明に係る医薬品と有効成分等を同じくする医薬品（所謂後発医薬品。）を製造して販売することを目的として、その製造につき薬事法14条所定の承認申請をするため、特許権の存続期間中に、特許発明の技術的範囲に属する化学物質又は医薬品を生産し、これを使用して右申請書に添付すべき資料を得るのに必要な試験を行うことは、特許法69条1項にいう「試験又は研究のためにする特許発明の実施」にあたり、特許権の侵害とはならないとした。

コメント

特許制度は、発明に独占権を与えて発明の奨励、保護を図るとともに、その代償として発明を公開し、産業の発達に寄与することを目的としている。この産業発達寄与の目的から、試験・研究のためにする実施は特許権の効力外とされている。したがって、試験・研究のためにする実施とは、技術的進歩を目的とする特許性の調査、改良・発展を目的とするものに限定され、授業で行う実験のようなものが当然に含まれるものではない。

判例 10

5. 産業財産権にかかる事例

件名

ポパイ商標事件

最判平成2年7月20日、判時1356号132頁

論点

- ①商標権侵害の主張と権利濫用
- ②商標権と著作権との抵触

概要

ポパイの文字と漫画からなる登録商標の商標権者を譲り受けた者が、漫画ポパイの著作権者から複製の許諾を得てポパイの文字からなる標章を使用していたものに対し、差止めと損害賠償を求めた。

判決は、まず漫画と文字の標章については、商標法29条は、商標権が著作権と抵触する場合は、商標としての使用ができないのみならず、差止等を求めることもできない規定と解すべきだとした。次に、文字のみの標章についても、本件商標登録出願当時既に、連載漫画の主人公「ポパイ」は、一貫した性格を持つ架空の人物像として、広く大衆の人気を得て世界に知られており、「ポパイ」の人物像および人物像と不可分一体の「ポパイ」なる語は、日本国内を含む全世界に定着し、世人に親しまれてきたものというべきであるとした。そしてそれを前提として、本件商標も、「ポパイ」の漫画の主人公の観念、称呼を生じさせる以外の何ものでもないといわざるをえないから、本件商標は右人物像の著名性を無償で利用しているものに外ならないというべきであり、客観的に公正な競争秩序を維持することが商標法の法目的の一つになっていることに照らすと、本件商標権侵害の主張は権利濫用というほかないとした。

コメント

本件では、「ポパイ」の漫画と文字の結合標章については、商標と著作権との抵触の場合を定めた商標法29条を適用し、文字標章のみについては、著作権の抵触という概念が生じないから29条の適用はないが、権利濫用という構成で商標権者の請求を退けた。もっとも漫画と文字の結合標章の場合も、具体的にどの著作物の複製にあたるのか、文字をも含めて複製といえるのか等の問題がないわけではないので、この場合も、一貫して権利濫用とすることもできたといえる。

教育訓練現場における知的財産権 Q & A

- 著作権を中心として -

〒 229-1196 神奈川県相模原市橋本台 4-1-1
職業能力開発総合大学校
能力開発研究センター
TEL 042-763-9046 (普及促進室)
FAX 042-763-9048

平成 19 年 3 月発行